https://rodosoken.com/

ISSN 0918-7618



### 1993年夏季号

●国際的視野から見た今日の政治状況	增島	宏	
特集 東アジア経済と日本の労働者			
今日におけるアジアと日本	佐々7	木隆爾	NU. I L
ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって	古田	元夫	
日本企業の海外進出と日本の労働者	大林	弘道	
アジア労働者との連帯	原	嘉彦	
国際・国内動向			
ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して	岩田	正美	
「タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」を	桜井	徹	
ふりかえって			
働くものの内発的な地域開発と地方自治	橋本	37	
書評 筆法康之著『日本建設労働論』	徳田	欣次	
	////	////	

労働運動総合研究所

https://rodosoken.com/

労働総研クォータリー		
第11号(1993年夏季号)		2
——————————————————————————————————————	次——	

#### 特 集●東アジア経済と日本の労働者

■今日におけるアジアと日本佐々フ	大隆爾	8
— 天皇訪中から南沙諸島での対決へ —		
■ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって古田	元夫	16
■日本企業の海外進出と日本の労働者	弘道	21
■アジア労働者との連帯原	嘉彦	26

#### 国際·国内動向

- ■ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して…………岩田 正美 31
- ■「タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」をふりかえって…桜井 徹 34
   一規制緩和の問題点とあるべき規制改革に関する論点 —
- ■働くものの内発的な地域開発と地方自治……………橋本 了一 38
   「四国まつり」の経験に学ぶ —

**討論のひろば**●「環境問題への対応」と不況の関連は…………岡本 — 44 — 「クォータリー」No.10の鼎談を読んで —

新刊紹介●田坂敏雄著『ユーカリ・ビジネス』……森井 淳吉/基礎経済科学研究所編『日本 49 型企業社会の構造』……藤田 実/社会保障研究所編『女性と社会保障』……唐 鎌 直義/小沢辰男他編『暮らしにひかりを-いま転換のとき』……加藤 一郎

# 国際的視野から見た今日の政治状況

- 2 -

### 增島 宏

#### はじめに

今厳しい不況の中で、失業や倒産の脅威にさ らされている多くの国民は、政治への不信感を 募らせている。金丸事件は、金権・腐敗・暴力 団政治の実態をさらけだしたものである。国民 の困難をよそに永田町を中心に展開されている 泥沼のような日本の政治は、なんとも理解しが たいものである。総理大臣の犯罪と言われるロ ッキード事件、政界総汚染と言われたリクルー ト事件に続いて、共和、佐川の文字どおり構造 汚職が繰り返されたのである。近代日本の政治 はしばしば暗殺と汚職の歴史であるといわれる が、それは多くの政権交代がそれらをきっかけ に起こっていることをいうのである。ところが、 現在の自民党は、共産党を除く一部野党に支え られて、そのまま政権の座に居座っている。し かも、腐敗の原因が現行の中選挙区制にあるか のごとく宣伝し、政治改革と称して、小選挙区 制を導入しようとし、国際貢献の名で、自衛隊 の海外派遣を強行し、さらに憲法の平和的、民 主的条項の改悪を意図しているのである。政治 の腐敗は常に反動化を伴うものであるが、現代 の日本はまさに政治学の教科書どおりに進行し ているといわなければならない。世界の冷戦構 造が崩壊し、平和の新秩序を構築すべき絶好の 機会であるにもかかわらず、自民党政府は、日

米軍事同盟に固執し、国民の願いに背いて危険 な道を歩もうとしているのである。

#### 1 佐川・金丸問題の意味するもの

『文芸春秋』の1993年5月号は「自民党大腐敗 史」を特集しているが、55年以来の自民党史は まさに腐敗と汚職の歴史であったことが手に取 るようにわかる。その年表を見たとき、余りの ひどさに驚かされたが、何度となく繰り返され る異常さには表現の言葉もない。ところが、自 民党ないしは周辺の学者が書いた自党の分析に は、これらに対する自覚と批判が全くないので ある。例えば『研修叢書1・日本の政党』(1979) 及び『自民党政権』(1989)である。そこには次 の様に書かれている。「1955年以降の日本の政治 システムは典型的な一党優位制であり、自民党 - は世界で最も強力目つ安定した優越政党なので ある。」そして、「優越政党制とは、野党が存在 し、自由な選挙が行われ、また野党が無視でき ない影響力をもっていながら、特定の一政党が 長期にわたって国会における議席の過半数を占 め、政権の交代が近い将来予想されないという システムである」こうして、この研修叢書は永 久不変を意味するという「常磐の緑」のカバー を付けていた。しかも自民党が強力な理由は、 官僚、財界と鉄の三角同盟を作っているからで あると誇らしげに述べているのである。ここに

#### 2 激動の世界と日本

ところで、このように醜悪な佐川・金丸芝居 が演ぜられている舞台は、世界的不況の中での 日本のバブルの崩壊であった。株式や土地の価 格を煽りたて、国民の苦難をよそに莫大な利益 を得た大企業は、今深刻な不況の中にあり、戦 後の日本がかつて経験したことのない複合不況 と言われている。クリントンの登場したアメリ カでは、景気回復の兆しを見せていたが、最近 再び伸び悩みの傾向にある。財政と貿易収支の 赤字は、アメリカの構造的なものであり、その 克服は容易ではない。また、通貨、貿易、対ロ 支援などを巡って、いわゆる先進7ヶ国の間に 利害の対立が目立っている。さらに、援助と引 換に急速な市場化(資本主義化)を要求されて いる旧ソ連・東欧の経済は悪化し、発展途上国 の累積債務も、一層深刻化している。このよう に、ソ連崩壊を社会主義に対する資本主義の勝 利として単純化することはできない。むしろ、 極めて複雑な問題をはらみながら、全世界的規 模で、民衆、民族がより深く自分の運命に係わ りを持つ時代になったのである。平和、環境な どで、様々な民主的運動が発展している。

現代資本主義はアメリカを中心としてますま す国際化しつつあり、巨大な多国籍企業を生み 出している。国際協調の名で、通貨、貿易の管 理、失業、恐慌の予防などで、あらゆる手段を 尽くしているが、各国の利害を調整することは 困難になっている。また続出する民族紛争、人 権の侵害、飢餓などに対しても有効な対策を取 れなくなっている。冷戦に勝利し、湾岸戦争に 勝利した「英雄」ブッシュがクリントンに敗れ たが、それは、貧困、失業、麻薬、などによっ て荒廃したアメリカで民衆が変化を求めたので あった。また旧ソ連では、スターリン・ブレジ ネフ体制にたいして、国民が自由と民主主義を 求め、今新しい国家像を模索している。このよ うに、国民生活を犠牲にして、核兵器をはじめ、 最新の兵器で軍拡競争を繰り広げた両超大国が 苦悩しているのである。冷戦に勝利者はなかっ た。

しかし、国内政策で、国民の一定の支持を得 たクリントンも、外交政策ではみるべき変化を 見せてはいない。唯一の超大国として、強大な 軍事システムを維持し、国連を補助的手段とす る、「国防計画指針」を否定したことはない。ま た、NATO や日米安保条約を維持する軍事戦略 も変えてはいない。ソマリアへの派兵、ボスニ ア・ヘルツェゴビナへの対応など、人道的援助 を求める国際世論にこたえる一面はみられるが、 全体として、冷戦後の新しい平和的国際新秩序 に向かってイニシャヂブを取ろうとする姿勢は みられない。湾岸戦争後の中東についても、和 平の実現には程遠い状態である。軍事的には唯 一の超大国であり、世界の憲兵として振る舞お うとしているが、その外交政策は矛盾に満ちて いる。

『中央公論』(4月号)に『フォーリン・アフ ェアーズ』より訳載された元・国防長官シュレ ジンジャーの「冷戦後の外交政策-理念と現実」 という論文がある。ここでは、アメリカが外交 指針として掲げる民主主義や人権は外交政策の 効率的指針というよりは「世論を動員するため の手段」、「国内の支持を集めるための手段」で あるといいきり、一層の現実政策を求めている。 より保守的な立場からの批判であるが、アメリ カの人権外交の持つ限界を明らかにした一面を もっている。また、湾岸戦争ではアメリカが自 国の軍隊を動員するのに、他国の財政負担を求 めたように、経済力の低下は被いがたいものが ある。過大な軍事力と双子の赤字に悩む、弱い

— 4 —

経済力のアンバランスは、今後日本を含む国際 社会に様々な問題を投げかけるであろう。

ところで、日本はポスト冷戦後の世界に、い かに対応しようとしているのか。まず第一に言 えることは少なくとも旧来の枠組を変える発想 がないことである。例えば、岡崎久彦・前駐タ イ大使は大略、次の様に述べている。ポスト冷 戦の秩序というのは、パクス・アメリカーナの 秩序なのであり、その中で日本の果たすべき役 割は、アメリカのよきパートナーとなることで ある。そして国連は補助的手段に過ぎないから、 日米安保体制を強化することが必要なのである。

(『This is 読売』1月号) つまり、すでに述べ たような、冷戦後唯一の超大国となったアメリ カの「国防計画指針」にそって、軍事同盟を強 化せよと言っているのである。国連の役割に関 するニュアンスの違いはあるが、宮沢内閣も同 じ方針であり、安保体制を変えないという点に ついては、共産党を除く野党も、新党もほとん ど同じである。さらに「国際貢献」「金も人も」 を強調しつつ、カンボジア PKO への自衛隊参加 を強行した。今日の事態を見れば、ポルポト派 の停戦違反は明白であり、パリ協定の枠組は事 実上崩れている。このようにカンボジア派兵は、 平和憲法に違反するだけでなく、派遣の根拠と なっている、いわゆる PKO 派遣 5 原則(停戦の 合意、当事者の受入れ、その他) にも反してい る。さらに政府は、日米安保条約の一つの歯止 めともなっていた「極東の範囲」を越えてアフ リカのモザンビークへ自衛隊員を派遣したので ある。第二次世界大戦後、日本は国際社会の一 員として再出発するに際して、日本国憲法を内 外に明らかにした。そこには、戦力を保持しな いことを明記している。国際紛争の平和的解決、 国際社会への非軍事的貢献が不動の立場であっ た。こうした、国の存立の基盤について、ほと

んど議論することもなく、国民的合意を作り上 げる努力をすることもなく、自衛隊の派遣を強 行した政府と一部野党の責任は極めて重大であ る。ここには既成事実先行型の日本の伝統的政 治手法がみられるのである。かつて、中国の東 北地区を侵略した関東軍は常に、挑発や侵略を 先行させ、なし崩し的に、政府はこれを承認し、 泥沼のような戦争を拡大した。また、外圧先行 型も、日本政治の特色である。アジア諸国への 侵略について、教科書の記述を巡って、韓国な どの告発があり、政府は渋々事実を認めざるを 得なかった。慰安婦の問題についてもそうであ る。また、アメリカの様々な要求について、政 府は「ノーと言える」ことはほとんどなかった。 これらのことは、日本の政治が主権者である国 民の内発的意思によって動いているのではない ことを示している。

また、国連の改組について、安保理事会の常 任理事国に日本が取り沙汰されており、クリン トンも支持を表明している。しかし、非軍事的 立場を堅持することが前提であり、小沢一郎氏 がいうように「それにふさわしいこと」をやら ねばならないとすれば問題である。また、国連 の強化は、湾岸戦争型の解決をやりやすいよう にすることではなくて、紛争の平和的解決のた めに諸国間の協力を取り付けることでなくては ならない。

いずれにしても、激動の世界の中で、日本の 果たすべき積極的役割は、日米軍事同盟の強化 や、国連における軍事力の強化ではなくて、冷 戦後の世界を、非核、非同盟の方向に大きく転 換することである。これこそ日本国憲法が、早 くから指し示していた道である。

#### 3 政治改革の虚像と実像

最近の世論調査の結果について『朝日新聞』

— 5 —

は次の様に述べている。「4月25、26の両日、全 国世論調査を実施して国会で論戦中の政治改革 関連法案などについて、国民の考え方を探った。 その結果、政治改革の優先順位では、腐敗防止 が5割近くを占め、選挙制度(16%)を大きく 上回り、国会論議とずれのあることがわかっ た」。今国民の政治不信が高まっている中で、腐 敗の原因が金のかかる中選挙区制にあるという 宣伝があらゆるメディアを使って連日のように 行われている。そして、小選挙区制こそが、政 策本位の金のかからない選挙を実現し、安定を 生み出すという。確かに、小選挙区制は、大政 党の勝利を誇張し、大量の死票を生み出すこと で知られている。つまり、主権者である国民の 意思を十分に国会に反映させないで、結果的に 政府の力を強めることになるのである。現在自 民党が提案している小選挙区制がとおれば、金 権腐敗の自民党がほとんどの議席を独占するこ とになる。憲法改正発議の重要な一歩を踏み出 すことはもちろんである。これでは、独裁政権 を作ることはできても、本当の意味で、国民に 支持される安定政権を築くことにはならない。 さらに、最も重要なことは、腐敗の原因は、選 挙制度にあるのではなくて、自民党の体質その ものにあることは、すでに述べたとおりである。 だから、『朝日』の世論調査が指摘するとおり、 まず第一になすべきことは、腐敗防止であり、 そのための徹底した政治資金の規制である。そ れには、一票の投票権を行使する個人以外の献 金を禁止することである。何らかの見返りを期 待する企業、団体の献金を禁止することが必要 である。

さらに腐敗の原因は、長期政権にあるから、 政権交代をやりやすいように、政策の近い新党、 ないしは政界再編成が必要であるという議論が ある。長期政権が腐敗を生みやすいことは確か である。しかし、大企業・官僚・党の癒着構造 をそのままにして、どうして真の政治改革が可 能であろうか。いま、「政治改革」は自民党各派 をはじめ、あらゆる政治集団の合言葉になって いる。かつて1920年代から30年代にかけて、「革 新」は軍部、官僚、保守党から、無産政党・労 働組合に至るまで、全てが唱和した。しかしこ の「革新」は国民を戦争に動員するためのファ ッショ的再編成であった。この歴史的教訓によ れば、現在声高に叫ばれている政治改革も、問 題はその中身である。金権腐敗政権の再編成で はなくて、それと絶縁し得る能力と決意をもっ た政治勢力を生み出す改革である。

ところが、現在の日本政治は、その行動様式 を見ても、「密室政治」、「国対政治」、「待合政治」 の域を出ていない。つまり、国民の前に堂々と 政策を公表し、政治連合を作る場合にはその一 致点を明らかにすべきである。ところが実際に は「永田町内の数合わせ」(新藤宗行、『世界』 5月号)にすぎず、取引が横行している。一体 政界再編成の中心人物と言われる小沢一郎氏に しても、金丸氏をオヤジと慕う旧竹下派の実力 者であり、その属する羽田派と自民党との相違 を見つけるのは困難である。まして自民党内改 **革派と称して、有利な脱党の機会を伺うなどは、** 第二次世界対戦前の政党にあったようなカケヒ キ政治の最も古いタイプである。しかも小沢氏 の改革の中身は小選挙区制以外なにもない。細 川新党の場合、かつての新自由クラブと同じよ うに、自民党離れの人々を保守につなぎ止める 役割をしているのであって、新しい政治を期待 することはできない。細川氏自身が佐川清とも っとも親しい一人であり、佐川問題に現れたよ うな腐敗構造を追求することなど到底不可能で ある。また都議会議員選挙を見ても、自民隠し の議員や、公認漏れの不満分子を寄せ集めてい

— 6 —

る。民社党は、名古屋のスキャンダルと献金疑 惑で、文字どおり解党の危機にある。公明党は、 ルノワールの絵画購入事件や様々な金銭トラブ ルがあり、宗門との対立で傷ついた創価学会を 基盤としているので、もっぱら政界再編成に活 路を見いだそうとしている。現在のところ市川 書記長らは、自民党羽田派の脱党、細川新党の 動向に大きな期待を抱いている(『朝日』5月8 日)。社会党は、公明党の誘いに乗って、小選挙 区制に比例代表制を加味した選挙制度の改革案 を国会に提案している。公明党がより小選挙区 制に近い「連立制」にくら替えしようとしてい ることに若干の戸惑いを見せている。このよう な政党レベルの動きのほかに、江田五月氏のシ リウスの会、大前研一氏の平成維新の会、労働 組合の「連合」などの活動がある。特に連合は、 政党支持の自由によって成り立つはずの労働組 合の枠を踏み出して、政治集団のような動きを している。例えば、山岸章氏は「やはり最後の 選択は、社会党の発展的解消、そして新党への 結集になるのでしょうか」と述べている(大前 研一氏との座談会)。戦前の社会大衆党は、自ら 解党して、「革新」を唱える大政翼賛会に合流し た。今不況に苦しむ国民をよそに、自民党の悪 政と戦うのではなくて、むしろその延命に手を 貸そうとしているのである。そのための新党運 動に連合が先頭を切っている。これは、戦前と 同じような、倒錯の論理である。いずれにして も、腐敗構造の問題を選挙制度の問題にすり変 えている自民党の手のひらで踊っている観があ り、しかも小選挙区制に取り込まれる危険があ るのである。しかし、小選挙区制には、自民党 内部にも、社会党にも強い反対があり、何より も"汚職疲労"の自民党の専制を許さない国民 の世論がある。

#### おわりに

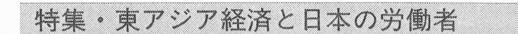
今、長期にわたり、全分野に及ぶような、戦 後初めての不況に国民は苦しめられている。と ころが、政府与党は、佐川・金丸問題という腐 り切った体質をさらけだしている。国民の強い 反対を押し切って強行した PKO は、派遣のため の5 原則という根底が崩れ去ろうとしている。 昨年度1260億ドルという大幅黒字に対して、ク リントン政権は、個別品目についての輸入の拡 大を要求している。ウルグアイ・ラウンドの年 内妥結を目指して、米の輸入についても、圧力 が強化されようとしている。国際貢献の要求も 一層強まるであろう。このようなときに、重要 なことは日本が自主的な立場を堅持することで ある。一日も早く、カンボジアから派遣要員を 撤退し、非軍事的貢献に徹すべきである。小選 挙区制によって自民党ないしは亜流政権の延命 を計り、憲法改悪の道を清めるような企てを拒 否すべきである。

また、不況対策にしても、減税、時短、賃上 げなど国民生活を豊かにし、消費を拡大しよう とする発想が根本的に欠如している。円高メリ ットとして、電力、ガスなど公共料金の値下げ、 輸入物価の値下げ等できることは山ほどある。 生活者の政治や、生活大国を口にするのであれ ば、こうした国民生活の向上を考えた不況対策 こそ急務であろう。

都議選に続いて、近く予想される衆議員選挙 は自民党ないしはその亜流政権にストップを掛 け、国民本位の政治への転換をはかる絶好の機 会である。

(法政大学教授)

— 7 —



## 今日におけるアジアと日本 -天皇訪中から南沙諸島での対決へ-

#### 1.「天皇訪華の意義は重大」

天皇が史上初の訪中旅行に出発したのは昨年 10月23日、各地を歴訪して5日後の28日に帰国 した。それから3カ月後の今年1月、まるでこ の意味を問う風潮をかき消そうとするかのよう に皇太子婚約フィーバーが引起こされ、今では 天皇訪中の記憶までもが薄らいでしまったよう に感じられる。

しかし、これは間違いなく一つの事件であっ た。しかも今後のアジア情勢のなりゆきによっ ては、この事件を軽視したことを後悔させられ る事態さえあらわれかねないのである。

まず、中国側が天皇訪中にどれほどの期待を 寄せていたかを見よう。天皇訪中は日本政府側 から持ちかけられたものではなく、中国政府の 度重なる要請の末、実現したものである。中国 側の執拗さについて韓国の新聞『東亜日報』は、 「中国は最近だけでも7回の公式招請の意志を 明らかにし、日王〔天皇のこと〕の過去謝罪発 言を行うという条件をつけずに日本側に申し入 れるという態度を堅持した」(1992.10.23)と報 道している。

中国側がこれほど熱心に天皇訪中を要請し続 けた理由について、中国共産党機関紙『人民日

### 佐々木 隆爾

報』は、天皇到着の前日、「日本の天皇訪華の意 義は重大」という見出しの記事の中で中日友好 協会会長孫平化に次のように語らせた。「日本の 天皇は日本国の象徴であり、日本人民の心中を 左右する重要な位置を占めている。〔そのような〕 天皇が訪華することは、中日関係発展の歴史の 中でもかつてなかったことであり、これこそ重 要な歴史的意義を持つ大事件である」と(『人民 日報』海外版、1992.10.22)。さらに孫平化は続 いて、「現在は、まさに中日関係発展の最も好適 な時期である。天皇陛下は今年すすんで訪華を 実現されたが、これはまちがいなく中日国交正 常化20周年を記念する最も盛大なできごとであ る。天皇の来訪は中日両国の善隣友好の一層の 発展を促すものである」と述べた。

では中国側は天皇訪華にどのような効果を期 待していたのか。この記事の中で孫平化が指摘 したのは次の5点である。

1) 天皇の訪華によって「両国人民間の広範な 往来が一層進展され促進されるであろう」。孫に よれば1991年度に中国を訪れた日本人は64万人 に達し、1992年度には80万人を越すと予想され る。天皇の訪華後、かれの訪問経路を観光・遊 覧する旅行団体が続々と訪れ、日本人観光客の 急増をもたらすであろう。

— 8 —

2) 中国側からすれば、天皇訪華は社会主義市 場経済に関する理論上の隘路を突破し、中日両 国側にある経済体制その他の分野の隔壁を次第 に縮小する契機となり、それにより両国の合作 と協力関係の発展が新たな段階に達することに なろう。

3)中日両国には経済面でたいへん大きな相互 依存性がある。中国は豊富な資源と十分な労働 力を擁しており、他方、日本には先進技術と経 営管理の経験がある。もし両者の協同が強化さ れるならば、両国の発展の見通しはたいへん明 るくなろう。

4)中日両国は隣国同士であり、天皇訪華を契 機に地球環境の保護のために誠心誠意協力し、 まさに両国人民の幸福を増進するようになろう。 最近、多くの日本の友人が中国に来て植林・造 林や砂漠の緑化を援助し、地域住民にとって喜 ぶべき成果を挙げて来た。〔中国緑化基金会理事 を兼任する孫平化は〕両国人民が手をたずさえ、 環境保護と中国大陸各地域の緑化の分野で協同 開発を行い、両国人民が益々利益をこうむるこ とを希望している。

5)中日両国青年間の交流が強まることは、両 国関係の発展にともなう必然的な趨勢である。 両国の青年は21世紀の中日友好の主人公である。 かれらは交流と合作を一層強化し、友人として 交際を広げ、中日関係の世々代々の友好を継続 させなければならない。

この説明は中国側のタテマエを示すものであ り、その意向をある程度反映していると見るべ きであろう。しかしこの程度の理由のために、 中国側が天皇訪中をこれほど熱心に追求し続け たとは到底考えられない。この背後にもっと深 刻な意味が隠されていたことは、今となれば誰 の目にも明らかであろう。

#### 2. 新たな覇権主義の登場

この点を考察したフィリップ・ポンス(フラ ンスの新聞『ル・モンド』の東京特派員)は、 天皇訪中をアジアの政治的現実の中に位置づけ、 その隠された意味に注目した。かれは、天皇が 帰国した昨年10月28日、「中日関係の『原罪』」 と題する評論の中でこう指摘した。

「憲法の条文では『日本国の象徴』とされるア キヒト天皇が、象徴らしからぬ中国旅行を終え た。それは過去の精算のためというよりむしろ、 〔アジア〕地域の政治的力関係を有利にするた めのものである。(中略)

それが政治的賭けであることは公然の秘密で ある。日本は、明治以後近代化を進めるように なってから、アジアを属国化し、アジアから排 斥されるようになる野望の道に入ったわけだが、 今回、憲法こそ変えなかったものの、国連平和 維持部隊に軍事的に参加するための法的手続き [PKO協力法]を取った後、強国として新たに 立ち現れることをテストする場所として、アジ アーカンボジアを選んだ。天皇の訪中はまさに この時期になされたのである。

強力な外交活動によって1989年の弾圧 [天安 門事件] がもたらした汚名を拭い去ろうと努め る中国と、 [アジア]地域の安定を維持するため により大きな責任を引受けようと熱望する日本 との間の関係の緊密化は、冷戦後のアジアにお ける力関係の中で決定的な重要性をもつことに なるであろう」と (『ル・モンド』国際版、1992. 10.28、署名記事)。

ポンスによれば、天皇の訪中は、アジアにお ける覇権国として立ち現れつつある中国と日本 がお互いの行動を暗黙のうちに容認し合うため の機会であった。これによって両国は暗々裡に ある種の協力関係に入ったと見なければならな

— 9 —

いというのである。

私が天皇訪中を一つの事件と見るのは、まさ にこのためである。しかもそれが近い将来、全 アジアを揺るがす方向へと発展しかねない点に、 言い知れぬ危惧を感じるのである。ここでは水 面下で進行しつつある事態を指摘し、読者の注 意を促したいと思うのである。

さて日本政府が天皇訪中を積極的に受入れた 理由は、ポンスの説明でほぼ納得できる。天皇 訪中が、日本の海外派兵(カンボジアへの自衛 隊派遣)に対する旧日帝被害国・中国の批判を かわすという役割を果たしたことは、事実の経 過からして明らかだからである。

しかし、中国がこれほど強く日本とのこのよ うな形の接近を求める理由について、ポンスの 指摘があまり説得的でないことも明白である。 まずこの理由を解くことから始めよう。

#### 3. 中国の軍拡は資源の確保をめざす

昨年、中国は一方で天皇夫妻の招待に努めた が、同時にまたアジア地域における海上権を掌 握するために全力をあげていた。

中国が大陸間弾道ミサイルや原子力潜水艦を 保有する核軍事大国であることは、今さら言う までもない。しかしこれらの軍事力が、おもに アメリカやソ連という超大国との対抗を目的と して増強されて来たものであることも認めなけ ればなるまい。

これに対し、昨年から顕著になり始めたのは、 天然資源とくに石油資源を確保するために海軍 力を増強するという政策である。

昨年2月、全国人民代表大会は新領海法を通 過させ、南沙諸島の領有を公式に決定した。こ れは必要な場合に軍事力を行使することを承認 したことをも意味するものである。

南沙諸島というのは、南シナ海の中部、フィ

リピンの西にある群島で、約30の小島と400以上 の岩礁・環礁からなっている。この海底にはき わめて有望な油田があると信じられており、ま た有数の漁場でもあるので、それをめぐって中 国のほかにマレーシア、フィリピン、台湾、ベ トナム、ブルネイがその領有権を主張している ところである。ここでは一時ベトナムが艦艇を 派遣して領有権を確保する政策を取っていたが、 1988年3月、赤爪礁で中国の派遣した駆逐艦主 体の機動部隊の挑戦を受けて追い払われた。そ の後中国はたびたび機動部隊にパトロールを行 わせるようになった。また中国海軍はこれも帰 属の確定していない西沙諸島で航空機を使った 攻撃演習を実施している(James Walsh, Thunder out of China, 「TIME」, April, 12, 1993)。

全国人民代表大会の決定から2カ月後、中国 はアメリカ系のクレストン・エネルギー会社

(Crestone Energy Corp.) と契約を結び、南沙 諸島での油田探査を開始した。この結果、中国 の当面の軍備拡張政策が石油資源の確保とかた く結びついたものであることは疑い得ないもの となった。しかもこうして拡張される軍備は、 超大国に対してではなく、資源の開発を求めて 競り合う中国周辺諸国に向けられるようになっ たのである。さらに、この路線が一時的なもの ではなく、今後ますます強化されるに違いない ことは、天皇訪中直前の昨年10月、人民解放軍 総参謀長、遅 浩田が中国共産党第14回全国代 表大会で行った演説で明らかになった。かれは ここで、「外部からのおどし、侮辱、圧迫と対抗 するため」軍事力の一層の強化が必要であると 強調したのである。

中国がこれほど石油資源を求めるようになっ たのは、急速な経済発展に伴なって石油需要が 急増し、原油・石油製品の輸入が急ピッチでふ えているためである。石油需要が前年比7.8%増

と大幅な伸びを示しているのに対し、国内石油 生産は横ばいを続けており、昨年12月、ついに 輸入量が輸出量を上回った。これは中国が石油 の純輸入国となる画期を示すものと見てよいで あろう。

これに対処するため、中国はさしあたり原油 輸入の体勢を整えつつある。それは次の報道に よくあらわれている。すなわち、「中国は景気拡 大に伴う国内石油需要の増大に対処するため、 原油の窓口として新たに中国国際石油化工連合 公司(ユニペック)を設立し、本格的な輸入拡 大に乗り出す。同国は世界第5位の原油生産量 を誇るが、市場経済の導入に向け、民生用を含 む計画的・効率的な石油供給体制を国内に構築 する狙いとみられる」(1993.3.13『日本経済新 聞』夕刊)。

これが一時的なものではなく、構造的なもの であることは、『中国統計年鑑』1992年版の石油 統計表を見れば明らかになる。1987年には中国 の石油供給量が消費量を37.4万トン上まわって いたが、以後急激に消費が伸び、1990年にはつ いに50.6万トンの消費超過となったのである(中 国国家統計局編『中国統計年鑑』1992年版、中 国統計出版社、472頁)。

これと並んで進められているのが、油田の開 発である。報道によると、「中国当局は、今後、 西部内陸地域や海上油田の開発を本格化する意 向」であるという(『日本経済新聞』1993.4.21 夕刊)。なかでも海底油田の開発が大車輪で進め られているわけだが、その一例として、今年4 月初旬の『日経産業新聞』を引用しよう。

「米国の石油大手テキサコは、中国・上海市石 油天然ガス公司と、上海市の東シナ海での石油・ 天然ガスの採掘について協力することを合意し た。中国の海底油田・ガス田開発は南シナ海の ものが先行しているが、この地区ではまだ緒に ついたばかりで、外国企業との協力は今回が初 めて。両者は油田開発、海上掘削施設、パイプ ラインの建設などの面で協力する。総投資額は 約4億ドルで、1996年の完成を予定している」 (1993.4.9)。

天皇訪中は中国のこうした軍事=資源戦略の 転換のまっただ中で行われた。本来ならその転 換は、中国と近隣諸国との誠実な交渉と合意に 基づいて進められるべきものである。交渉と合 意を経ないでこれが実行に移されれば、それは 覇権主義的行動となるほかなく、周辺諸国の疑 惑と警戒心を増大させ、アジア諸国間の軍備拡 張競争に火をつける結果を招く。もし宮沢内閣 が「アジアの平和と安定」をまじめに追求して いたのであれば、この事態こそ真っ先に批判の 対象としなければならないものであった。しか し宮沢内閣はこれに対し、批判はおろか関心さ え表明しなかった。それは、天皇訪中という「厳 粛」な儀礼を成功させるには、雰囲気をそこな う一切の行動を自粛するというあの行動様式な のであろう。

こうして、中国は日本のカンボジアへの自衛 隊派遣を黙認し、日本は中国の軍事=資源戦略 への転換を黙認したのである。先に引いたポン スは、「中国・日本両政府は双方とも道義に対す る熟慮よりも政治的配慮を優先させた」と痛論 したが、中国の上に述べたような動きを念頭に 置けば、この言葉はまさに的を得た批判とうな ずかされるのである。とくに日本側は中国に対 して第3次円借款の供与や民間レベルの投資と いう切り札を握っていただけに、中国のこのよ うな地域覇権主義への転換を強く批判できる立 場に立っていた。その立場を敢えて放棄したの は、日本の海外派兵に対する批判をかわそうと 計算したためと考えるほかはない。

#### 4. 中国における軍備拡張の進展

ところで、日本側の黙認を得た中国は、この 戦略の軌道上を突っ走るようになった。まず中 国軍は空母を導入・装備する計画を進めるよう になった。検討の対象とされたのは旧ソ連のウ クライナ共和国が保有する65,000トンの航空母 艦ヴァルヤクであったと伝えられる。ただ、現 在のウクライナ側が経済的に苦境に立っている とは言っても、1隻約5億ドルもするとされ、 それはたとえば1991年の中国政府の公称軍事予 算額75.6億ドルの6.6%にも上る(ただし米政府 の公式推計によれば中国軍事予算は120億ドル以 上。これによれば4.2%)ので、優先順位の高い 防衛システムのコンピューター化、広域レーダ ー・巡航ミサイル・より高度のミサイル誘導装 置等の導入などを実施するため、先送りされる だろうと観測されている。

しかし、昨年7月、人民解放軍総後勤部部長 趙 南起が私的な演説で語ったとされるところ では、「中国政府は航空母艦の取得のための努力 を続」けており、そのため3港を1997年までに 空母の母港となるよう改修する意向をもってい るとされる(「TIME」前掲記事)。

中国政府による空母の導入という計画が実現 されれば、東シナ海と南シナ海における海上権 が一挙に中国の手に落ちることは明白であり、 この地域における軍拡競争がこれまでになく高 レベル化し、日本の防衛庁にも軍拡の口実を与 え、これら海域での戦争の危険さえ生じるであ ろうことは明らかである。

中国は空母に代わってすでに潜水艦を配備し たと伝えられている。マレーシアのナジブ国防 相が最近語ったところによると、中国は何の予 告もなく3隻のロメオ級潜水艦を南沙諸島海域 に配備・常駐させているという(「ASIAN DEFENCE」, April 1993, p.81)。この指摘が事 実なら、南沙諸島とその海域はすでに中国艦隊 の完全な制圧下に置かれていることになる。

また、これと関連して中国南部で空軍基地の 強化が進められていることも注目すべきであろ う。昨年11月、台湾がフランスの開発した多目 的戦闘機ミラージュ2000-5を、40機の追加を見 越しながら60機(26億ドル相当)を導入する契 約を結び、フランスのミッテラン政府がこれに 合意し、またアメリカではこの直前、ブッシュ 政権がジェネラルダイナミックス社のF-15/16B 戦闘機150機(58億ドル相当)を売るという契約 に署名した。

中華人民共和国は、この動きに対して強硬な 抗議を行い、対抗策を取ることを言明した。し かし、台湾側の正式契約よりも一足早い昨年10 月末、中国空軍はロシアから高度の性能を持つ 軍事機器を導入した。その中心はロシア・スホ イ社製のSuフランカー多目的戦闘機24機であ り、さらに48機が1994年中には到着する予定で ある。また、中国空軍は Mig-31 迎撃機24機を来 年4月までに導入するよう努めており、8年以 内に Mig-31 を150機、1500人のロシア人専門家 の指導のもとにライセンス生産するよう交渉中 であるという。また昨年10月にはロシアから移 動式中距離対空ミサイルシステム S-300PMU1 が導入された(これは湾岸戦争で活躍したパト リオットミサイルと同種のものである)。さらに 3000キロの射程距離を持つ AS-15 巡航ミサイル の導入もなされると見られている (Edmond Dantes, Taiwan's Military Build-up, 「ASIAN DEFENCE」, February 1993, pp.18-22.)。とく に上の Su-27 ジェット戦闘機の基地として中国 は安徽省東南部を選び、南シナ海での海軍の軍 事行動を護衛する役割を果たさせることになる と予想されている (「TIME」前掲、p.26)。

このような動きは、欧米と旧ソ連の双方がみ ずからの経済的不況を少しでも緩和する方法と して中国・台湾などに兵器を売りつけ、地域的 軍拡競争を恐ろしく加速していることを示して いる。天皇訪中からほぼ半年、それを契機とし てなされた日中の覇権主義に対する相互黙認は、 これほどまでに重大な結果を招いているのであ る。

#### 5. 東南アジア諸国の軍拡

先に引用した「TIME」の記事は、最近シンガ ポールが4隻の掃海艇をにわかに買入れ、また マレーシアが一個師団の緊急展開部隊化を推進 中であることを伝え、これらが南沙諸島で起こ るかも知れない軍事対決への準備という側面を 持つと指摘する。さらに南シナ海周辺諸国の軍 事担当者は、中国が南沙諸島などの島や岩礁周 辺に機雷を敷設する可能性のあることを恐れて いるという。そしてもしそうなれば、東アジア 諸国が国際貿易のための航路をとざされ、とく に日本がその経済の「生命線」である中東石油 から切り離されるというやや煽情的な「予想」 までつけ加えている。

シンガポールについて言えば、この国が1990 年11月、アメリカと相互安全保障条約を締結し、 正式に軍事協力関係に入ったことを忘れてはな るまい。それは、日米安保条約とくらべればご く「ささやかな」義務をシンガポール側に課す るものである。たとえば、米第7艦隊所属の艦 艇に対するドック機能と設備を質的に向上させ ること、パヤ・レバー空港への米軍機の定期的 な短期滞留を認めること、司令部要員・西太平 洋補給部隊員・第7艦隊維持要員などの常駐を 認めること、合同演習の実施、相互情報交換、 軍事要員の教育・訓練等がそれに数えられる。 しかしそれが正式の軍事同盟であることの意味

#### 特集・東アジア経済と日本の労働者

は重い。もし南沙諸島で紛争が発生し、シンガ ポール軍がそれに巻き込まれることになれば、 アメリカがただちにこれに介入することになる わけである。上に触れたシンガポールの軍備増 強は、このような背景をもってなされており、 たかが掃海艇4隻と軽視してはならないのであ る。

さらに、このような米・シ相互安全保障条約 がモデルとなり、近い将来他の ASEAN 諸国と 米国との間の同様な条約が次々と結ばれる可能 性も少なくないと見るべきであろう。

米国がピナツボ火山の噴火を契機にフィリピ ンのスービック湾海軍基地とクラークフィール ド空軍基地を撤収したことは有名だが、双方と も1952年締結の米比相互防衛条約は有効である という立場をくずしておらず、現在でも合同演 習を続けており、防衛に関する米比協議会も今 年すでに4回開かれたという。フィリピンもま た軍事面ではシンガポールと同様な事情にある のがわかるであろう。

インドネシアでも海軍が急激に拡張された。 今年3月に公表されたところでは、昨1992年12 月、インドネシアはドイツから旧東独保有の軍 艦を39隻購入した。その中で最も重要なのは209 型潜水艦1隻である。これはディーゼル発電方 式であるが、これによってインドネシア軍は作 戦用潜水艦5隻を保有する東南アジア随一の海 軍を持つことになった。さらに同形のものが2 隻追加購入される予定と見られている。そのほ か「パルヒム」級護衛艦16隻、掃海艇8隻、そ れ以外は上陸用船艇が導入されたと報道されて いる。

「パルヒム」級護衛艦は本来対空ミサイルの装 備が可能であるが、今回はそれらの装備をはず して導入されたとされており、近隣諸国に脅威 を与えるものではないと見られている。インド

-13 -

ネシア軍当局は、この艦艇導入が沿岸警備すな わち海賊・密輸・密猟を防ぐためのパトロール を目的とするものであると説明している(「ASIAN DEFENCE」, April 1993, p.81)。しかし、中国 が南沙諸島海域の制圧のために潜水艦が配備し ていることを考えれば、これが軍拡競争の一環 としての意味を持つことは否定できないように 思われるのである。

このほかインタファックス通信は、昨年12月 5日、「ロシア政府がマレーシア向けにミグ29戦 闘機30機の売却を決め、韓国、イラン、アラブ首 長国連邦とも兵器売却を交渉中。ロシアの対外 経済関係相はマレーシアとミグ売却に関し事実 上の合意に達したと語った」と報道した(東南 アジア調査会『東南アジア月報』1992年12月号、 61頁)。ただしこれは未確認情報と見られてい る。『読売新聞』は、マレーシアのナジブ国防相 は「国軍の近代化に当たっては、中国など低価 格の兵器供給国との取引を考慮しなければなら ない」と語り、ロシアとの取引が価格の点で決 着していないことを明らかにした (1992.12. 29)。しかし、この報道はまたしても、ロシアが 軍拡をめざす国々に対してどれほど熱心に接触 し兵器を売りつけようと策動しているかを示し ている。

上のような事例を拾って来ると、冷戦の「終結」が軍縮に直結するどころか、東アジア・東南アジア諸国の地域的軍拡競争を激しくし、南沙諸島を当面の焦点としつつ緊張を高めている 構図が浮かびあがるのである。

#### 6. 日本の覇権主義の行方

だが日本はこのような軍拡競争とは無関係な のか。軍事費に年間328.9億ドル(1991年度)、 中国の公称軍事費の約4倍、アメリカの公式推 計にしたがっても中国の約2.5倍を投ずる国が覇 権主義を求めない道理がない。

先に引用したように『ル・モンド』特派員の ポンスは、日本が「強国として新たに立現れる ことをテストする場所としてアジアーカンボジ アを選んだ」と述べた。かれはカンボジアへの 自衛隊派遣が一回切りのものではなく、今後繰 り返されるであろう日本の海外派兵の突破口と 見るわけである。実際現在の状況は、上にみた ような緊張が激化すればするほどその可能性が 高まることを示していると思われるのである。

現在の日本がアジアでどう振舞っているかに ついては、ジョセフ・ロムの概括が的を射てい ると思われる。少し長くなるが引用しよう。

「日本のアジアに対する地域産業政策は『渡っ ていく雁の群れのVの形』で説明されている。 目標はシンプルそのものである。アジアの各国 を日本が先頭に立つ一群の経済圏にまとめるこ とである。群れの構成は、日本の後に4匹のド ラゴンー香港、シンガポール、韓国、台湾が続 く。その後には、アセアン(ASEAN)諸国のう ちの4か国、インドネシア、マレーシア、フィ リピン、タイが続き、中国の沿海地区や、いず れはインド、ベトナム、バングラデシュもこの あたりに位置づけられるだろう。

日本は、リーダーとして方向性を定め、そし て最も付加価値の高い製品を生産する。日本製 の製品は、微細な電子部品やマイクロプロセッ サーがぎっしりつまった高級車であったり、最 先端の家電製品(カメラー体型ビデオ、ラップ トップ・コンピュータ、じゅうたんの汚れぐあ いに応じて『考える』ことさえできる掃除機) である。

4匹のドラゴンは、賃金レベルが上がり始め、 労働集約型の製品では価格競争力を失い始めて いる。そこで、これらの国々は、先頭の日本を 追って、高度なエレクトロニクス製品、自動車、 半導体といった、より付加価値の高い製品に手 を広げ始めている。群れの後方に位置するアセ アン諸国は、石油、ゴム、木材といった基本的 原材料の主要な供給源であることに変わりはな いが、多少付加価値のある製品も生産している。 例えばマレーシアは、日本からの投資に助けら れ、室内用エアコンの世界市場で有数の供給国 にまで成長している」(ジョセフ・ロム「『大東 亜共栄圏』の再構築を狙う日本の脅威」、『フォ ーブス』日本版、「ぎょうせい」、1993年6月号、 34頁)。

この状況が進むなかで、アメリカは湾岸戦争 (「砂漠の嵐」作戦)の教訓から、軍事基地を持 たない場所でも軍事力を発動できることが重要 であり、そのカギとなるのは相互利用権(Bilateral Access)であると考えるようになった(John F. Morton, U.S. to Maintain Access in ASEAN/ Asia-Pacific Region,「ASIAN DEFENCE」, February 1993, p.30)。

この相互利用権の内容は、先に説明した米・ シンガポール相互安全保障条約に示されている 通りである。それは双務的な条約ネットワーク の一環であり、それによって軍事訓練、演習、 共同作戦が遂行できるものである。

これによってアメリカは、大規模な駐留軍を 擁する軍事基地の維持につきものの巨大な費用 と人員を節約することができ、必要に応じて兵 力を集中し、湾岸戦争型の作戦を展開すること ができる。また同時に、必要に応じて、同盟国 の軍隊・施設・諸便宜を動員・利用することが できる。さらに状況が許せば国連を動かすこと もできる。アメリカが自国の利権や威信が侵害 されたと感じた場合には、制裁行動や国連平和 維持軍の名目を立てて出兵し、同盟国をも動か して相手を制圧することができるわけである。

このように見て来ると、カンボジア型の軍事

#### 特集・東アジア経済と日本の労働者

行動は、今後アメリカ主導のもとに繰り返され るであろう軍事行動の典型であることが明らか になる。これに対して日本の自衛隊はつねにア メリカの軍事戦略に合致するよう増強を重ね、 訓練と演習を行って来た。その自衛隊がカンボ ジアに派遣されたことは、まぎれもなく今後起 こるであろう事態の先例をつくろうとするもの であり、国民の反対運動が高まらない限り、日 本はこの途に一層深くはまり込むに違いない。

これと上に引用したようなアジアの経済動向 とを重ね合わせれば、このなかで紛争が発生す れば、それに対して日米支配層が介入意欲を積 極化させ、そのイニシアティブを増大させるで あろうことは想像に難くない。

では南沙諸島をめぐる緊張は何をもたらすの か。これこそアメリカ主導の制裁行動の格好の 標的とされるに違いなく、その際には日本の大 規模な介入が求められることは避けられないで あろうし、日本の支配層もその推進者の側にま わるであろうと想像される。

現在の日本国民にはこのような覇権主義を見 据え、的確に批判して事態を平和の方向に主導 する任務が課せられているのではないか。アジ ア諸国民もまたそれを切実に求めていると痛感 する次第である。

(東京都立大学教授)



## ベトナム・カンボジアの最近の情勢をめぐって

#### 1. ベトナムの労組幹部との対話

筆者は、今年の3月に全労連の招待で訪日し たベトナム労連総連の幹部と懇談をする機会が あった。その際に、筆者は、ベトナムが現在追 求しているのは、外資の導入による経済発展で あり、西太平洋地域で最大の資本と技術をもつ 日本資本への期待はきわめて高い、そのような ベトナムと日本との間では労働者の連帯や労組 の交流といっても、きわめて困難なのではない かという疑問が、日本の労働運動には存在して いるという話をした。

この問題に対するベトナムの労組幹部の回答 の出だしは明快で、「いや、ベトナムは外資の導 入による経済発展を、社会主義の道を堅持した 上で考えているのであって、経済発展の成果の できるだけ公正な分配を追求していきたいと考 えている。したがって、日本の労働運動との交 流を引き続き重視していきたいと希望している」 とのことだった。

もっとも、この話の終わりのほうになって、 ベトナムの労組幹部は、やや心配そうな表情で、 「日本には資本の海外投資の増大が国内産業の 空洞化につながるとして、これに反対する意見 があるが、あなた方はベトナムへの投資にも反 対なのか?」という質問を提起してきた。この 質問に対して、私達が問題にしているのは、援

### 古田 元夫

助や投資そのものではなく、中身なのだという 話をしたのだが、ベトナムとの交流が、ベトナ ム戦争の頃とは明確に異なる質的な変化を求め られていることは、このやりとりからも明らか だろう。

この小論では、現在のベトナムとの交流を考 える上での前提となる最近のベトナム事情をま ず紹介しておきたい。

#### 2. ベトナム経済の現状

まずベトナム経済の現状を簡単に概観してお きたい。ベトナム経済は、1980年代を通じて危 機的な状況にあった。一時は年率で800%に達し た悪性のインフレーション、生産の停滞、膨大 な財政赤字、通貨価値の下落などが同時に進行 する「恐慌状態」が存在していた。この危機の 原因は、旧来の「社会主義経済システム」が有 効に機能しなくなったことと、それからの脱却 の試みが、カンボジア問題による国際的孤立の ため、国際的な金融支援を得られず、乏しい国 内資源による試行錯誤を伴わざるをえなかった ことにあった。

昨年1992年は、ベトナムがようやくこうした 危機的状態を脱したと思われる経済実績が達成 された年であった。すなわち、92年のベトナム の国内総生産の実質成長率は、それまでの5年 間の平均の5.6%を大きくうわまわる8.3%に達 し、しかも、成長の原動力が、従来のようなサ ービス部門主導型ではなく、農業や工業生産を 軸とした物的生産部門主導の成長であった点も、 経済の好転を印象づけた。さらに消費者物価の 上昇率も17.5%にとどまり、10年来では最良の 成績であった。

ベトナム共産党が「ドイモイ(刷新)」という スローガンを提起して、旧来の「社会主義シス テム」の大幅な改革に着手したのは、86年12月 に開催された同党の第6回大会においてであっ たが、この試みは今ようやく経済状態の好転に 結実しつつあるといえよう。この「ドイモイ」 の経済面での特徴は、経済の自由化、多セクタ ーからなる混合経済体制への移行と、資本主義 世界経済、特に躍進著しい西太平洋経済圏に積 極的に参入して、外資を輸出工業を中心に導入 し、それをテコとして国民経済全般の成長を軌 道に乗せようとする対外経済開放を柱としたも のである。

ベトナムは87年12月に外資導入法を制定した が、その後、ベトナムへの外国資本の直接投資 は、ベトナム政府の年間認可実績で、88年の3 億6000万ドルから92年の19億ドルへと順調に増 大している。現在のところ、投資提供国・地域 としては、80年代末以降東南アジア全域で活発 な進出を見せている台湾と香港が、ベトナム投 資でも第1位と第2位を占め、日本は第4位と なっている。投資分野は、当初は短期に投資額 を回収できるホテル業などの観光サービス業へ の投資が多かったが、最近では農林水産加工業 や軽工業という労働集約型産業への投資が増大 しつつあり、安価な労働力による労働集約産業 という、ベトナムが西太平洋経済圏で有する比 較優位への注目が現実の投資行動として表現さ れるようになっている。

こうした経済政策が実を結ぶためには、平和

#### 特集・東アジア経済と日本の労働者

で安定した国際環境が不可欠である。ベトナム は、91年6月に開催された共産党第7回大会で、 「世界のすべての国と友人になる」というスロ ーガンのもと、「全方位外交」政策を採用した。 この政策は、カンボジア問題に関するパリ協定 の調印もあって、急速に実を結び、79年には戦 火を交えた、中国との国家間関係が正常化した のをはじめ、92年7月にはASEANの正式オブ ザーバーとなり、日本からも14年にわたって凍 結されていた経済援助が92年11月には再開され るなどした。ベトナムにとっての残る外交的な 懸案は、ベトナム戦争後遺症という独自の障害 をかかえるアメリカとの国交樹立となっている。

#### 3. ベトナムの「社会主義の堅持」

現在のベトナムが追求している経済発展の道 は、基本的には韓国・台湾・香港・シンガポー ルやその他の ASEAN 諸国が歩んだアジア NIES 型の発展である。そのベトナムが、今日もなお 社会主義共和国という国名を維持し、「社会主義 の堅持」を標榜していることは、表面的には矛 盾しているように見える。ここで、現在のベト ナムで「社会主義の堅持」が標榜されている要 因を検討しておきたい。

第1は、「歴史の思い出」としての「社会主義」 という側面である。周知のとおり、ベトナムは 1945年9月の独立宣言から75年4月のサイゴン 解放まで、その統一国家としての独立を国際社 会に認めさせるために、30年にわたる戦争を経 験しなければならなかった。この戦争は、50年 代以降は世界的な冷戦構造の中に組み込まれて 展開された。これは、ベトナムにおいては「資 本主義と社会主義の対決」としての冷戦は、「冷 たい戦争」としてではなく、実際の熱戦として 体験されたことを意味している。そのため、フ ランスやアメリカへの抵抗戦争を支える理念で

あった「社会主義」は、これらの戦争を直接体 験した人々の間では、「歴史の思い出」として依 然輝きを失っていないように思われる。

ソ連・東欧における「社会主義体制」の崩壊 という事態の中で開催されたベトナム共産党の 第7回大会に向けては、ベトナムが「社会主義」 という理念を堅持すべきか否かということが、 一つの大きな論争点になった。少なくとも党内 での討議に関しては発言の自由がそれなりに保 証されていたこの過程で見られたのは、「上」か らだけでなく「下」からも「社会主義堅持論」 が噴出をしたという現象であった。この言わば 共産党内部の「草の根保守主義」的傾向は、ベ トナムにおいては冷戦が熱戦として体験された という歴史と不可分の関係にあるように思う。

第2は、「なかったものはなくならない」とい う側面である。これは、ベトナムの「社会主義 体制」が最も国権主義的色彩の強かった60年代 においても、国家は社会を完全に包摂すること はできなかったという点に着目する議論である。 その結果として、当時の北ベトナムは、「社会主 義的工業化」の達成には失敗した(もちろん、 戦争も大きな原因ではあるが)が、社会の活力 は温存されることになった。そして80年代の改 革で、国家の社会に対する統制が大幅に緩和さ れるに及んで、社会はその活力を発揮して、あ る程度の経済的活性化を生み出す原動力になり、 その結果として、「社会主義体制(この場合は共 産党支配)」が崩壊するような事態に至らずに、 今日まで来ているというのが、この見方である。

第3は、「ベトナムの政治文化に融合した社会 主義」という側面である。「社会主義」がナショ ナリズムや伝統的道徳観念と結合することによ って体制を成り立たせているという状況は、ベ トナムに限らずアジアの「社会主義体制」に共 通した特徴である。人類普遍的な価値としての 「社会主義」が動揺している今日、ベトナム共 産党がこの方向をより強化したいと考えている ことは疑いないようである。

ベトナム共産党は第7回党大会で、「マルクス・ レーニン主義」と並んで、「ホーチミン思想」 を、「党の思想的基盤」として規約に明記した。 これは、従来「マルクス・レーニン主義」の「民 族化」という発想に警戒的で、「毛沢東思想」と か「金日成思想」という表現に批判的であった ベトナム共産党からすれば、新しい転換である。 ベトナム共産党は、この措置によって、たんに ホー・チ・ミンのカリスマ的影響力にすがるだ けでなく、「ホーチミン思想」の源泉という論理 で、儒教をはじめとするベトナムの伝統的価値 観を積極的に体制の強化に活用しようと試みる ようになっている。

第4は、資本主義世界経済に参入するための 「社会主義」という側面である。この一見する と全く相矛盾する二つの課題は、「政治的安定」 という要素を加味することによって整合する。 ベトナムが、資本主義世界経済に参入する際の 差し当たりの「売り物」は安価な労働力である が、この面で競合関係にある中国やフィリピン などに比べても、ベトナムのインフラストラク チャーの整備はきわめてたちおくれている。そ のような状況のもとでは、ベトナムはその「政 治的安定」といういわば「政治的インフラスト ラクチャー」を強調することによって、外資導 入を勧誘する以外の道はない。この「政治的安 定」が世界経済への参入のための至上命題であ るとすれば、当面は、政治的多元主義や複数政 党制の採用など、政治的混乱を招きかねない方 策はとらず、「社会主義」という看板のもとで共 産党一党支配を堅持した方が賢明ということに なる。

したがって、一口に「社会主義の堅持」とい

っても、そこにはきわめて多義的な意味が存在 していることに、我々外部の人間は注目すべき であろう。「社会主義」という看板だけで、相手 を判断できた時代は、ベトナムに関して明らか に過去のものとなっている。

今年に入って、ホーチミン市のいくつかの外 資系企業で、75年の解放以降では最大規模の労 働者の自然発生的なストライキが何件か発生し ている。これは、これらの外資系企業が、ベト ナムの法律で定められた労働協約を結ばず、月 35ドルという最低賃金を研修期間といった名目 で無視して、より低い賃金しか支払っていなか ったことなどが原因で発生したものと言われて いる。「社会主義」という看板の意味は、実はこ うした現実の中で鋭く問われているのである。

#### 4. カンボジア情勢をめぐって

さて、次にカンボジア情勢に入りたい。本稿 を執筆している時点で、カンボジア情勢はポル・ ポト派の総選挙参加拒否、UNTAC攻撃の強化 によって不透明度を増している。今後の事態の 展開は、予断を許さない状況なので、ここでは カンボジア情勢の基本的な見方についてのみ言 及しておきたい。

今日のカンボジア情勢をめぐって、しばしば パリ協定が維持されているのか否かが、日本政 府の PKO 参加の前提条件の存否とも関連して問 題になっている。ポル・ポト派を含めたカンボ ジアの紛争当事者四派の合意を、協定の本質的 な部分と見れば、現在の状況はこれからは逸脱 していると見るほうが自然であろう。しかし、 これは、現在のカンボジアでパリ協定調印の時 点では予測もされなかったような事態が展開し ているということと同義ではない。

そもそもパリ協定には、ポル・ポト派も加え た四派の参加した和平という「表」の論理と、 プノンペン政権の行政機構に依拠して、その上 に最高国民評議会(SNC)が乗り、それを国連 暫定統治機構(UNTAC)が監視するという構 造をもっているという「裏」の論理の双方が含 まれていた。かつての自国民の大量虐殺の体験 から、人々の拒否反応が強く総選挙での勝利が 望めないポル・ポト派が、軍事力という唯一の 資産に頼って協定の枠組みの破壊にかかること は、当初から予想された事態であった。にもか かわらず、和平協定が「四派」という形式をと ったのは主要には、中国など、従来のポル・ポ ト派支援国の面子を立てるためであった。

他方、「裏」の論理でプノンペン政権に大きな 役割が期待されていたのは、パリ協定の締結時 点でカンボジアの大半を統治していたのが同政 権であり、その行政機構に依存する以外に、国 連などの役割の発揮のしようもないという、カ ンボジア国内の現実を反映したものであった。 このプノンペン政権は、確かに1979年にカンボ ジアに進攻したベトナム軍によって擁立された 政権であったが、ポル・ポト政権下の圧政を生 き延びた人々の「生きたい」という欲求を基盤 として、カンボジアの政治勢力としては最大の 基盤を急速に形成することができた。もっとも、 プノンペン政権が基盤とした社会は、ポル・ポ ト時代の体験で国家の社会への介入には極端に 警戒的になった社会であり、同政権はいわば「社 会に寄り添う」形でのみ基盤拡大が可能だった。 そのため、徴兵と徴税という、通常の独立政権 を支える二つの基盤の形成は、同政権にとって は難題であり、この弱点を補うための外部への 依存体質は、同政権の本質的弱点であった。

プノンペン政権の主権を尊重するという方式 が、中国を含めた国際社会にとっては受け入れ がたい選択肢であったため、パリ協定は、ポル・ ポト派の参加と UNTAC の大きな役割を承認さ

-19 -

せるという譲歩を同政権に強要したわけだが、 協定実施過程で同政権の行政機構が決定的役割 をもたざるをえないことは、国際社会にとって も暗黙の前提であった。この「暗黙の前提」は、 UNTACの活動開始後、次第に現実となり、そ のためにポル・ポト派は、UNTAC下の総選挙 が「ベトナムの傀儡であるプノンペン政権を正 続化する」として反発を強めているのである。

プノンペン政権の外部への依存体質、それと 密接に関連している汚職体質は、UNTAC 統治 の出現によってさらに強化されてはいるが、カ ンボジアが半永久的に国連統治下に置かれると いった、現在の国連の事情ではとりようのない 選択肢を別にすれば、カンボジアの自立のため の唯一の選択肢は、プノンペン政権の行政機能 が麻痺してしまわないうちに総選挙を実施して、 国際社会が広く承認する政権を発足させるとい う道以外にはないだろう。

そもそも、「ポル・ポト派の脅威」なるもの は、国際社会がカンボジアに押しつけた脅威で ある。ポル・ポト派に対する中国やタイなどの 直接的な軍事支援はもちろん、プノンペン政権 の正統性を否定するために、かつてのカンボジ ア正統政府の担い手であったポル・ポト派の存 在を容認してきた日本をはじめとする西側諸国 の責任も大である。総選挙を前にして、自らま いた火種が自分に降りかかってきた時、どれ程、 事態に冷静に対処できるかが、国際社会に問わ れているのである。拙稿が読者の目にふれるの は、いまのところ総選挙の後という予定である が、カンボジアの当事者と国際社会の英知がこ の重要な局面で発揮されることを期待したい。 (東京大学助教授)



### 日本企業の海外進出と日本の労働者

#### 1. 日本経済の現況と海外進出

#### (1) 日本経済の現況

日本経済の現在の景気指標は、なおほぼ不況 を示しているが、近時いくつかの指標には底入 れの気配が現れ、株価の回復もあり、また、ア メリカ経済・アジア経済の回復の兆しが顕著に なりつつあるため、円高の進展にもかかわらず 景気回復への期待は日増しに高まっている。

日本経済の現況について、日米共通的な「複 合不況」、つまり従来型の有効需要不足による景 気後退ではなく、金融の自由化の帰結として生 じた金融部門の経営悪化にリードされて引き起 こされた新しい不況という把握が有力であるが、 不況の発生と展開について日本が置かれてきた 具体的な固有の状況の理解を深めることが必要 であると思われる。すなわち、1980年代、規制 緩和・民営化そして金融自由化が進行するなか で、85年に劇的な円高が進展し、いわゆる円高 不況に突入し、一方でそれを契機に日本企業の 海外直接投資が飛躍的に増大するとともに、他 方で超低金利政策による景気回復が図られた。 そして、後者が海外直接投資による産業喪失を 基盤とした舞台上で「バブル」景気を現出させ ていったのである。それゆえにエクイティ・フ ァイナンスに依存した設備投資の激増による供 給力の増大は、そもそも産業の広い沃野の需要

### 大林 弘道

創出力を欠いていたのであり、一転「バブル」 崩壊による「バブル」を前提にした投資・消費 の減退は、生産・設備過剰を一挙に深刻化した。 また、不良債権の累積による金融機関の「貸し 渋り」は、通常の景気回復過程がたどる中小企 業・第3次産業などに対する融資の緩和による 投資回復を不可能としている。こうして、実物 経済の基盤となる産業構造の空洞化と不良債権 の累積が現在の不況の回復を困難にしている。 そして現在、不況下の株高によるバブルの再来 の危険と円高による景気回復の遅延が懸念され ているのである。

#### (2) 1985年円高と海外進出

1985年秋に開始された円高による輸出の困難 化は輸出関連諸産業に決定的な打撃を与えた。 わけても、中小企業が結集する輸出地場産業は 存立の岐路に立たされる状況になった。輸出成 約額の減少・輸出成約価格の低下、受注残の食 いつぶし、資金繰りの悪化、操業短縮、休業等 に見舞われる輸出地場産業の範囲が円高の進行 とともに拡大していった。しかし、そもそもこ の時期の輸出地場産業の輸出の日本の輸出総額 に対する比率は一桁台であって、ここに日米の 貿易不均衡の要因があるかのごとき認識がむし ろ問題であった。輸出地場産業の輸出を減少さ せたところで日米の貿易不均衡は解消するわけ ではなかった。だが、皮肉なことに円高による

貿易不均衡の是正は輸出地場産業の輸出に対し てはとりわけ有効であったのである。このよう な輸出地場産業は、既に1960年代から発展途上 国の追い上げに苦しんできており、その間廃業、 事業転換、海外生産化などに積極的に取り組ん できたが、今回の円高の急進展はこのような傾 向に最終的な決着をつけるものであった。

円高が打撃を与えたもう一つの分野は、電機・ 自動車を中心とする機械産業および鉄鋼・石油 化学などの素材産業であった。円高の急進展に よって、それらの輸出産業は、生産コスト削減、 経費切り詰め、製品の高付加価値化などの対策 とともに製品価格への転嫁によっても対応した。 しかし、国内手取りの売上高を減少させない程 度の値上げも必ずしも容易ではなく、結局は一 方で労働者に対する雇用調整と、他方での下請 け部品企業群に対する部品価格や加工賃の値下 げ等の対策に大きく依存していった。公正取引 委員会や通産省・中小企業庁は要請、通達など を通じて親企業の下請け企業に対する円高転嫁 がないように努力していたが、事態は再値下げ 要求、手形サイトの延長など一層深刻な方向に 進むばかりであった。こうしたなかで、さらに 親企業は、下請け生産部品の海外通達に切り替 えなどを進展させ、自企業とともに部品企業の 海外生産化の選択を必然化・現実化し始めてい った。

以上のように1985年以降の円高の進展は、大 企業、中小企業の海外生産の一大飛躍、1970年 以降本格化した日本企業の海外直接投資のもう 一段の画期的な増大を示したのであった。1985 年度投資件数2,613件、投資金額12,217百万ドル であったものが、その後1989年度まで前者にお いて3,196件、4,584件、6,077件、6,589件、後 者において22,320百万ドル、33,364百万ドル、 47,022百万ドル、67,540百万ドルとなった。

この時期の直接投資における顕著な特徴は、 業種別に「製造業」および「不動産業」を含む 「その他」の、地域別に「北米」「アジア」への 投資件数・金額の急増であった。業種別では、 直接投資の急増期には「製造業」が割合が大き くなるという従来の傾向が今回もより拡大され た形で出現し、また、「不動産業」を含む「その 他」が国内経済の円高不況からの回復とともに 増大していった。地域別では、「アジア」への投 資で始まった日本の直接投資がその後次第に「北 米」に拡大していったのであったが、ここへ来 て「アジア」が再び増大した。つまり、「アジア」 への製造業投資が、85年秋円高以降の海外直接 投資の基軸になっていることが示された。また、 中小企業の直接投資は商業と並んで製造業に多 いことに特徴がある。現在では、NIES から中小 規模の企業の ASEAN 諸国への直接投資は顕著 になっており、中小企業の直接投資ということ 自体が日本企業の特徴とはいい難くなっている が、大企業との特有な関連を通じての、すなわ ち中小企業の問題性を包含した諸特徴を表現し ているということに日本企業の直接投資の特質 がある。

さらに、海外直接投資とともに、技術輸出・ 「委託加工生産」・「開発輸入」などの形態での 海外進出が進展した。たとえば日本企業が、日 本から原材料や部品を現地企業に供給し、加工・ 組立の後再び日本に輸入する「委託加工貿易」 について統計的に見ると(国際収支統計におけ る貿易外収支の「その他の収支・民間取引」の 支払いの増加)1985年以降91年まで、15,110百 万ドル、17,484百万ドル、22,506百万ドル、27,047 百万ドル、33,152百万ドルと増加が顕著である。 こうして、中小企業も含む日本企業の海外進出 は直接投資を主軸にしながらも多様な方式で活 発に展開されてきたということができる。

#### (3) 日本企業の国際生産ネットワーク

日本企業の1985年円高後の海外直接投資先は、 当初 NIES が目指されていたが、投資の増勢が 強まるにつれて、ASEAN 諸国に移っていっ た。しかもタイ→マレーシア→インドネシア・ フィリピンという順序で投資ブームを形成し、 移動しながら、ASEAN 全域に拡大していっ た。そこでは次のような特徴がみられた。①投 資目的において、それら投資先諸国から米国、 日本、アジア諸国への輸出を当初から目標とす る進出であった。②大企業において再編成され ていった生産製品構成に見い出される傾向は、 国内生産品=高級品·高度技術製品、NIES 生産 品=中級品·低位技術製品、ASEAN 生産品= 労働集約製品とに振り分ける生産体制が形成さ れていったことである。③ ASEAN 諸国の投資 先としての優位性は、低賃金などの労働条件と 外資誘致政策にあったから、日本をはじめ先進 国の大企業の直接投資ばかりでなく、日本の中 小企業や、NIES の企業の進出を誘発した。した がって、それらの進出にともなう労働力の不足、 賃金の上昇は早晩出現することは必至であった。 このことは、中国、ベトナムへの低賃金を求め ての直接投資ブームの早期到来を予測させるこ とでもあったし、事実その後それらへの投資が 急増した。

ASEAN 諸国への日本企業の進出には、米国 市場への輸出志向の濃厚な労働集約製品に特化 した企業が、1970年代に引続いて多数含まれて いた。それらの企業のなかには、85年円高によ って初めて海外進出した企業ももちろん多かっ たのであるが、かなりの数の企業が、NIES から ASEAN へと生産基地を展開した企業であっ た。これら企業はいうまでもなく既進出の国・ 地域からの撤退を含んでいる場合が多かった。 その撤退は進出国において経営破綻をきたした

#### 特集・東アジア経済と日本の労働者

というよりも、労働条件を中心とした経営環境 の悪化を理由とした。そのような理由付けによ る撤退は、進出当該国の労働者にとっては納得 的な事態ではなく、また、撤退に際しての労働 者の権利への配慮・保護などの要件を欠いたた めいくつかの企業において国際間の労働紛争を 生じることとなった。このような企業の問題は いわゆる《渡り鳥企業問題》として浮上したの であった。低賃金をひたすら求める企業の「合 理的行動」による資本移動と進出先進国の外国 企業の招致による雇用の確保・産業振興の矛盾 を証明するものであった。また、ASEAN 諸国 にとっても労働集約産業の振興による経済成長 は、それら製品が日本などの市場の拡大の限界 に直面していると同時に、韓国・台湾における 外国企業との合弁・非合弁企業の ASEAN 諸国 への進出があり、さらに中国・ベトナムなど追 い上げが現実化するにつれて困難になり、それ ら産業をさらに振興するとしても技術水準の高 度化、高度技術製品への転換などをなお一層計 っていかなくてはならなくなった。

ASEAN 諸国各国に日本企業の直接投資が広 範囲に拡大していく過程で、日本の機械産業の 大企業は、NIES、ASEAN さらには中国・ベト ナムまで包含する部品調達・組立生産・販売ネ ットワークを形成していった。それは、国内で の生産と販売に関わる種々のネットワーク形成 を国際的な、いうところのグローバルな視野と 規模のなかで形成していった。それは同時に、 利潤の再投資の展開ももはや日本を離れた国際 間で実現することになった。したがって、それ ら機械産業の部品企業も客観的には当然にそれ らのネットワークのなかに位置付けられて経営 することになった。しかしながら、下請け中小 企業の海外進出も下請け階層の末端階層の企業 まで同調することには結局ならなかったので、

海外進出部品中小企業も国内ならば再下請け企 業に発注するところの部品製作・部品加工を上 述のように当初ばかりでなく引続き内製するこ ととなり、国外における下請生産のメリットの 実現困難の負担をそれら企業が引き受けざるを えなかった。このことは、投資先国のいわゆる 《産業裾野問題》として、ASEAN 諸国が今後 とも産業発展を維持することが可能かどうかの 試金石となり、また、日本の部品中小企業の一 層の海外投資を喚起・促進する政策を誘発する こととなっている。

以上の1985年円高にともなう日本企業の海外 生産の本格化については産業空洞化の懸念が指 摘されたが、「バブル景気」の経済状況のなか で、その危惧は忘れ去られてしまったごとくで あるが、それは、現在、産業の国民経済的編成 の偏倚、すなわち①国内製造業の衰退と下請け 生産における基礎技術の崩壊、②第三次産業の 退嬰的な膨張、③大企業の多国籍化による労働 力雇用の停滞などとして現出している。

## 大企業のリストラクチャリングと 中小企業・労働者

(1) 製品戦略の転換・生産体制の再編成

大企業は今回の不況に際して経営戦略の中核 にリストラクチャリング(事業の再構築)を据 え、強力に推進している。それは生産の基礎の 変革と同時にバブル期の財務構造の歪みの残務 処理を背負わされたものとなっている。

不況の際に常に登場する製品戦略である汎用 製品・定番製品から特殊製品へのシフトだけで なく、つい最近まで強調されていた消費者ニー ズの個性化・多様化あるいは新素材の開発に対 応しての多品種化とは全く正反対の製品種目の 削減や製品の簡素化が実施されている。つまり、 無駄な機能の排除、部品点数の削減、新技術の 導入をすすめ、性能を維持したままあるいは向 上させながら製造コストの削減と低価格へ対応 できるような困難な製品戦略こそ現在の典型な のである。また、製品戦略の転換にともない多 数の企業で工場・設備の合理化が行なわれてい る。最も特徴的であるのは、工場の集約化・統 合であり、国内工場の再編成は総じて工場数の 削減という方向にあるのに対して、海外工場の それはその数・規模を増大させる方向で展開さ れ、国内外工場が一体化となって再編成が進展 している。

(2) 販売の効率化・販売戦略の転換・提携・合併

国内市場の冷え込みは営業・販売部門の強化 につながるが、現在従来にも増して大胆な戦略 が実施されつつある。

たとえば、系列ないしは子会社の販売会社の 統合である。通常経営規模の適正化による効率 化を図るのであるが、卸売機能をもつ販売会社 を集約化することによって営業や物流の効率化 が目指される。あるいは、異種業務の子会社が 統合されて異種提携、製販一体などの相乗効果 を狙う場合もある。

また、メーカーがディーラーないし系列店に 対して実施している、いわゆる事後調整やバッ クマージンの廃止が行なわれようとしている。 これは流通系列化の問題として日米構造協議の 課題でもあるが、それをもにらみながら、不況 の深化の中での低価格競争への対策として提起 されているところに今日的特徴がある。

さらに、提携・合併が急速に進展している。 複数の企業の間で従来の系列を超えた相互 OEM

(相手先ブランドによる生産)、不得意製品の他 社への相互生産委託、販売先の相互融通、標準 規格の採用の提携、規格統一への合意などが不 況脱出策として、あるいは長期的な視点から推 進されてきている。さらに、自動車業界におけ るように内外市場における車種・工場の再編成 を軸に複雑な提携が行なわれ、将来の合併が予 想されている。需要の落込みで設備過剰となり 価格下落が続く製紙業界での引き続く大型合併、 多角化縮小基調の中での鉄鋼トップ企業の半導 体企業の買収など劇的な本格的リストラクチャ リングが進んでいる。

以上のリストラクチャリングの多面的な動向 は製造業のみならず、他の産業分野にも見られ、 国際的な視野の下で急速かつ広範囲に拡大して いる。

(3) 中小企業に対する新たな要請

大企業における、これまでにないリストラク チャリングは、中小企業とその労働者に大きな 影響を与えている。むしろ、多くの場合大企業 のリストラクチャリングは始めから中小企業と の関係の変容を含意したものとさえいえる。リ ストクラチャリングは、いずれも不況による当 面の需要の減少に対する供給の量的調整を目指 すものであり、リストラクチャリングに踏み切 った大企業の下請け中小企業はもちろん、関連 の中小企業も受注の減少に直面した。しかし同 時に、不況・安値競争や円高基調は販売価格の 調整を必要としたため、コスト削減の手段とし て購入原材料、部品などの納入価格の引き下げ 要請を迫られることになった。このような傾向 に拍車をかけた内製化・内部化のこれまでにな い進行である。バブル景気の時期に増大した設 備や人員の過剰の緩和などのため、また、製品 の重要度や技術革新の可能性の観点から、従来 他企業に発注していた製品や業務を内製化・内 部化する企業が増加している。

#### (4) 雇用調整と労働者の立場

雇用調整は、①残業規制、②新規学卒者の採 用削減、③欠員補充・中途採用の停止、④パー トタイマーの解雇、⑤希望退職者の募集、⑥関

-25 -

#### 特集・東アジア経済と日本の労働者

連・関係企業への出向、⑦企業内での配置替え、 ⑧一時帰休制度の実施、⑨指名解雇の順に実施 されるといわれる。現在はそれらすべてが実行 に移されており、従来のパートタイマー・ブル ーカラー中心の雇用調整から彼らの雇用調整を も含むホワイトカラーないし管理職までの雇用 調整に及んでおり、それも指名解雇に近い形で さえ実施されている。また、雇用調整とはされ ない、いくらかの特典のついた早期退職定年制 なども実施され始めている。このような雇用調 整に対して政府は「雇用調整助成金」の拡充的 適用などで対処しようとしており、助成額は93 年度過去最高の600億円を超えようとしている。 しかし、それは解雇を回避することが目的だと されているが、事実上国内工場の閉鎖と海外へ の生産移転の円滑化を図る役割を担っている場 合が少なくない。

要するに、不況に至る経過も、不況の中で展 開されるリストラクチャリングも、雇用調整の 過程で明らかになりつつある年功賃金や終身雇 用などの日本的労働慣行の「崩壊」も、伝えら れる株主優遇・配当重視への転換による賃金低 下圧力の増加も、以上に述べてきた大企業を中 心とする国際的経営展開とそれによる産業構造 の変化を基盤としているのである。大企業の海 外進出・対外膨張が国内の労働者・中小企業に 対する一大攻勢となっている。

(神奈川大学教授)



## アジア労働者との連帯

#### はじめに

1985年2月、「発展と新国際秩序」をテーマに インドのニューデリーで第1回アジア・太平洋 労組会議が開催されたことは、アジアにおける 労働組合の連帯行動を発展させるうえで大きな 契機となった。この会議には、加盟する国際組 織の違いを越えて多くの労働組合が参加し、採 択した「宣言」を実行するための「アジア・オ セアニア労働組合調整委員会」(第2回会議でア ジア・太平洋~に改める)を設置した。なお、 第2回会議は、「発展・平和・安全保障をめざす 地域協力」をテーマにフィリピンのマニラで開 催されている。アジア諸国のさまざまな傾向の 労働組合が結集し、常設の機関を設けて継続的 活動を展開しはじめた意義は極めて大きいとい える。この背景には、「宣言」でも強調している ように、多国籍企業の搾取・支配の強まりとエ スカレートする軍拡競争のもとで、主権侵害と 貧困に反対するたたかいの高揚があったことは いうまでもない。しかも、この年の「プラザ合 意」を契機に日本独占資本の東南アジア進出が 急激に拡大し、また日米軍事同盟のもとでの日 本の役割分担の拡大と軍国主義復活強化がすす み、アジア諸国人民の前に新たな脅威となって たち現われたのである。こうした情勢の新たな 展開は、日本とアジア諸国の労働者の前に、共 同の課題をいっそう大きく提起している。

#### 1. 大企業のアジア進出と連帯の条件

原

嘉彦

#### (1) 急増する東南アジア投資とその特徴

戦後における東南アジアへの海外直接投資は 1950年代から始まるが、当初は重化学工業化に 伴う鉄鉱石、石油などの資源確保を目的にした ものであり、60年代後半からは貿易収支の黒字 基調と海外直接投資自由化措置の実施にともな う繊維、電機、機械など労働集約型産業の進出 であった。だが、80年代後半以降それは大きく 変化する。85年秋のG5=「プラザ合意」による 「円高・ドル安」への誘導によって、日本の大 企業はそれまでのような輸出の持続的拡大が困 難になり、国内的には「経済構造調整」、ME「合 理化」を強行し、他方、それまでの主要輸出先 であったアメリカや EC への直接投資を展開する とともに、東南アジア地域の低賃金を利用した 新たな生産拠点・輸出拠点づくりを急拡大した。 すなわち、ASEAN (東南アジア諸国連合) 5カ 国への直接投資額は、1987年から90年までの4 年間(129億7300万ドル)で、それまでの4年間 (36億6700万ドル)の3.5倍にも増大した1)。こ うして、従来の資源開発型・労働集約型はその まま残しつつ、新たに加工組立型産業に重点を 移行したのである。これにつれて中小下請企業 の直接投資も急増した。また、不動産部門、金

融・保険部門、サービス部門への投資も著しく 進行したのである。

ところで、日本の大企業が最大の利潤を求め て低賃金労働力の豊富なこの地域に生産拠点を 移していくことは、必然的に国内産業の活力を 減退させ、大量失業をつくり出すなど、産業「空 洞化」を引き起す。もちろん一部の企業では、 ASEAN 諸国の工業化の進展にともなって、機 械設備・原材料など資本材の輸出の拡大で当面 は潤っているが、進出企業のなかで原材料の現 地調達割合が高まれば、それだけ国内での生産 が縮小していくのは確かであろう。また、今日 の ASEAN 諸国への投資の拡大は、低賃金利用 による第三国への輸出を主な目的にした生産拠 点づくりであり、ASEAN 域内での購買力の拡 大=域内消費市場の形成をめざしたものではな い。したがって、日本企業の投資と生産が大き くなればなるほど、輸出相手国との貿易不均衡 が強まるであろうし、同時に、ASEAN 諸国で の国民の不満と労資の対立も激しさを増すであ ろう。今日の投資拡大は、こうした要因を進行 させているということでもある。

## (2) 大企業の利益とアメリカのアジア戦略に奉仕する ODA

ところで、日本独占資本のアジア諸国への直 接投資は、ODA(政府開発援助)によって支え られている。ODAは多国籍企業の活動を支える ためのインフラ整備とともに、進出先国の支配 層の政治的立場の強化とその経済的利益をはか ることに重点がおかれている。歴史的にみれば、 わが国の ODA・経済協力のアジア偏重が形づく られたのは、ベトナム戦争の泥沼化のなかでア メリカがアジアにおける反共防衛線の再構築の ために、日韓基本条約(1965年)や ASEANの 結成(1967年)などをすすめた時期であった。 日本の経済援助と投資によって東・東南アジア 諸国の政権の安定と結束をはかるというアメリ カの要請によるもので、それを受けて65年以降 アジア諸国への日本の ODA は急増した。70年代 に入ってからは、パクス・アメリカーナの弱体 化にともなってアメリカの戦略援助を補完(肩 がわり)する形でアジア以外の地域にも広く拡 がっていくが、アジア偏重の傾向は持続されて いる。つまり、日本の ODA の特徴は、アメリカ の戦略援助を補完するものであるとともに、日 本独占資本の海外進出を助成するものだという ことである<sup>2)</sup>。したがって、日本の多国籍企業の アジア進出は、アメリカのアジア戦略のもとで の日本の役割分担という政治的枠組みに依拠し て進められているということである。

わが国の ODA は地理的利益と歴史的経緯に よってアジアなかでも ASEAN に大きく傾斜し ているが、たとえば1990年度についてみれば、 59.3%がアジア地域に集中し、さらにその5割 強は ASEAN 6カ国 (含ブルネイ)が占めてい る。その中味は、「贈与」43.5%、「政府貸付」

(円借款) 56.5% であり、「政府貸付」 だけに限 れば全体の70.7%がアジア、その6割が ASEAN 5カ国(ブルネイはゼロ)へと、さらに集中度 は高まる。こうした傾向は、90年度に限らず一 般的でもある<sup>3)</sup>。つまり、わが国の ODA・経済 協力は極めて「商業主義的色彩」4) が強いのが特 徴である。すなわち、「経済協力」費全体に占め る ODA の比率が OECD の開発委員会加盟20カ 国平均より著しく低く、より商業的要素をもつ 「その他の政府資金」(ODF)や「民間資金」(PF) の比率が高くなっている。また、ODA のなかで は「贈与」の比率が著しく低い。しかも、「贈与」 の約半分を占める「無償資金協力」の実施にあ たっても、他の借款同様、計画から成約、実施 のすべてにわたって日本のコンサルタント会社 や商社が関与し、被援助国の国民の利益よりも

大企業の利益に役立てられている5)。

#### (3) 経済進出の諸結果

多国籍企業の搾取・支配の拡がりの結果、 ASEAN 諸国における国民生活はきわめて深刻 な事態を引き起している。その第1は、一次産 品の下落である。多国籍企業による世界市場支 配の強まりと工業化の進行にともなって一次産 品の価格が下落・不安定化し、先進工業国の景 気動向によって深刻な打撃がくりかえされてい る<sup>6)</sup>。第2は、そうしたなかで農村の窮乏と農民 層の分解・離村、人口の都市流入がすすみ、都 市では人口の膨脹と都市環境の悪化、スラムの 増大が深刻化している。第3は、環境破壊の深 刻化である。その一つは産業廃棄物による汚染 であり、重金属・廃油などの危険物から生ゴミ まで多くは未処理のままドラム缶で野積みされ、 また工場廃水として河川や運河に棄てられ、河 川や水田などの汚染をすすめている。第4は、 大気汚染の拡がりである。工業化の進展にとも なう工場、発電所、交通・輸送による排ガスと 鉛の放出量が増大し、健康被害を深刻化してい る。これらの公害・環境破壊の多発は、ASEAN 諸国が従属的な工業化を進めるために公害規制 を緩くしていることと、それに乗じた進出企業 の利潤第一主義によるものであり、現地住民と の対立を深めている")。

#### 2. アジア労働者との連帯の課題

#### (1) 多国籍化した大企業への民主的規制

国際連帯の基本は、まず日本の労働者自身み ずからの要求を真剣にたたかう姿勢を確立する ことであるが、その要求はまた、アジア労働者 が直面する諸課題と深くかかわっている点でと くに重要である。

まず問題になるのは、東南アジアにおける極 度の低賃金を利用した企業内下請分業によって、 欧米諸国への輸出や日本への逆輸出をすること の影響である。かつて大企業の職場では NIES な みのコスト切り下げが強行され、さまざまな手 段が用いられた<sup>8)</sup>。ASEAN 諸国への本格的進出 は、放置すればその劣悪な賃金・労働条件との 競争を名目にした厳しい「合理化」攻撃、操業 短縮、工場閉鎖など、産業「空洞化」を一段と 進めることにもなりかねない。したがって、ま ず雇用保障と賃上げ・時短を中心にした労働条 件の抜本的改善および権利擁護のたたかいをす すめるとともに、それとあわせて、①海外投資 およびそれと関連する事業所の統廃合、国内生 産の輸入への切り替え、外国企業との提携、② 大量人べらし「合理化」、労働時間・勤務体制の 変更、不安定雇用への切り替えなど、大企業の 海外進出と労働者・労働組合への影響について、 資料の公開と事前協議制の確立による民主的規 制を強めていかねばならない。なおその場合、 地域経済に否定的影響を及ぼす問題については、 利害関係をもつ地域諸国体や自治体にも同様の ことを確立することも必要である。

次に、このような大企業に対する規制を効果 的に実現するためには、国民生活関連分野での 資本投資と雇用拡大の推進、中小下請け企業の 労働条件改善と労働基本権確立を基礎にした経 営安定のための大企業への規制、経済運営や税 制の民主的改革など、国と自治体における経済 民主主義の前進が必要である。なおこれとあわ せて、農業問題や民族資源の問題についての資 本主義的効率主義の誤りを改めさせ、自主的経 済基盤と地域経済を守る見地にたつ政策を確立 していくことも必要である。

最後に、以上のような多国籍企業に対する民 主的規制を実現するうえでは、軍国主義と政治 反動をおしすすめる個々のあらわれに反対する とともに、その根源である日米安保条約の廃棄

の課題が必要である。

### (2) 国内で雇用される外国人労働者の同権と均 等待遇の実現

アジア労働者との直接的な連帯の課題の一つ は、国内で雇用されている外国人労働者の不平 等を改める取り組みである。今日、アジア諸国 では、多国籍企業の進出によって引き起された 生活の窮迫のため、日本に出稼ぎに出る労働者 の数が急増している。法務省入国管理局の調べ によれば、短期出稼ぎ型外国人労働者の新規入 国者数は、1987年(6万9183人)から91年(11 万3519人)までの5年間で1.64倍に増大した。 就労目的で入国しようとして資格外のため入国 を拒否された人数も、同期間に4151人から2万 7137人へと6.5倍に急増している。また、滞在期 限を過ぎた不法就労労働者数は、法務省の推計 では91年5月1日現在で27万8892人に達し、1 年前の1.7倍、2年前より2.6倍と急増傾向にあ る。これら外国人労働者の圧倒的多数は、アジ ア系外国人である。

在留資格をもつ外国人労働者には、労働条件 の均等待遇、労働組合の加盟権、社会保障制度 の適用が認められている。だが、日本政府が「単 純労働者」の受け入れ拒否の政策に固執してい るため、適法者の数倍にのぼる不法就労労働者 は、入管法令優先、公務員の通報義務(刑訴法 239条、入管令62条2項)、一般国民の通報者へ の報償金制度(入管令66条)などによって、適 用されるべき労働法規<sup>9)</sup>も全く空文化されてい る。このため、不法就労労働者は全くの無権利 な状態で、低賃金、中間搾取、監禁、強制売春、 疾病・災害の無保償など、極めて憂慮すべき事 態に追い込まれている。したがって、国内で雇 用される外国人労働者に関しては、次の諸課題 を実現するためのたたかいが必要である。

① 外国人労働者の公的受け入れ秩序の確立、

および受け入れ体制の整備。

- ② 現存する不法就労外国人労働者についての人権擁護と均等待遇の優先、一定の条件や期間を設けたうえでの特別在留資格の付与。
- ③ 在留が非合法な外国人労働者(不法就労 労働者)についても、自国の労働者と同等 の待遇をあたえるよう定めたILO143号条約 (「劣悪な条件の下にある移住並びに移民労 働者の機会及び待遇の均等の促進に関する 条約」1975年、14カ国批准、日本未批准) や、国連の「すべての移民労働者及びその 家族構成員の権利の保護に関する国際条約」 (略称「移民労働者保護集約」1990年、日 本未批准)の批准。
- (3) 多国籍企業の搾取・支配下にあるアジア労 働者との連帯

いま一つの課題は、多国籍企業の帝国主義的 経済進出を規制することであり、その第1は、 発展途上国の利益を尊重する立場からの ODA の 民主的改革と累積債務の解決への協力である。 わが国の ODA は OECD の開発委員会のなかか らも厳しい批判が出されているように、最貧国 には少く、経済インフラが中心で基礎的生活分 野は少く、圧倒的に借款が多いなど、独占資本 の利益に奉仕するものとなっている。また、ア メリカの世界戦略を補完するものとなっており、 親米政権を維持する政治謀略的支出という特徴 を備えている。そして、それらの借款は膨大に 累積し、「発展途上国と低開発国のほとんどは世 界銀行、国際通貨基金(IMF)、アジア開発銀行 からの借入金の返済に輸出収入の60%をさいて いる」<sup>10)</sup>とともに、IMFの介入を余儀なくされて いる。したがって、ODA の民主的改革のために たたかうとともに、累積債務の解決に協力する ことが必要である。

第2は、進出企業の技術革新に関するたたか いへの連帯である。進出企業での技術革新につ いて、現地の労働組合からは次のような批判が 提起されている。「失業者と半失業者の大群を擁 している国で…多国籍企業が…おこなう技術革 新は、雇用を減らす結果を招き」、「競争力の弱 い中小資本家を置き去りにして、絶対必要とい うわけでもないプロジェクトに乏しい外貨を流 出させ、工場閉鎖や雇用の減少を招いている」<sup>11)</sup> と。この問題に対するたたかいへの支持は、わ が国でのME「合理化」に反対するたたかいとも 共通する課題を含んでいる。

第3は、労働組合の権利の擁護である。輸出 加工地区や自由貿易地区では、「多国籍企業が経 済的優遇ほしいままにしているだけでなく、労 働法の適用からまぬがれて、ところによっては 労働組合の活動を禁じている」<sup>12)</sup>し、また、いく つかの国では労働組合法や労使関係法によって 労働組合の活動にさまざまな制限や圧迫を加え ている<sup>13)</sup>。このため、1987年の第2回アジア・太 平洋労組会議では ILO 条約87号(結社の自由、 団結権保護)、98号(団結権、団体交渉権)の批 准と履行を要求する運動を全地域で起すことが 提案されている。この二つの条約は、わが国で はすでに批准されているが、いまだ批准されて いない公務員の労働基本権にかかわる105条約

(強制労働禁止)を批准させるたたかいととも に、共同のたたかいとしてすすめることが必要 であろう。

第4は、反核、軍事同盟破棄、中立をめざす たたかいである。多国籍企業の民主的規制と新 国際経済秩序を確立してゆくためには、発展途 上国に対する政治的・軍事的支配をやめさせる ことが必要である。前記会議でスリワスタバ書 記は、核兵器問題、「国際的同盟に縛られ」ての 各国での軍事費の増大とそれによる経済発展の 阻害、主権の侵害などにふれつつ、「この地域に 多国籍企業がますます浸透していることはたん なる経済的現象ではない」と、指摘している。 これらの指摘は、日米安保条約の存続・強化と はあいいれないものであり、日米軍事同盟の破 棄、独立、非核、非同盟・中立、民主、生活向 上のたたかいの国際的意義を明らかにしてゆく ことが重要である。

(注)

- 1) 大蔵省資料——美並二郎「最重要な生産拠点としての ASEAN」『経済』1991年11月号 P.92。
- 工藤晃『帝国主義の新しい展開』P.153~P.155。新日本 出版社1988年。
- 3) 佐中忠司「日本の ODA 援助の特質(上)」『経済』1992 年10月号 P.65。
- 4) 同前 P.61。
- 5) 同前 P.69~P.72。
- 6) 美並二郎「ASEAN にみる日本企業の実態(1)」。『経済』 編集部編『日本企業海外進出の実態』P.170~P.172。新 日本出版社1988年。
- 7)田坂敏男「タイ・第五のドラゴンのジレンマ」『経済』 1991年11月号 P.112。美並二郎「最重要な生産拠点とし ての ASEAN」『経済』1991年11月号 P.98。
- 8)鉄鋼大手5社の「中期経営計画」(1987年)参照、「鉄鋼」 新日本出版社1990年。
- 9)「労働関係法令が国籍をとわず、また不法就労であるか 否かを問わず適用される」とした1988、1.26労働省通 達。
- 10)第2回アジア・太平洋労組会議でのスリワスタバ書記の 報告。統一労組懇『世界労働情報』1987年夏季号。
- 11) 同前。
- 12) 同前。
- 小林康二「海外レポート東南アジア、低賃金労働力求め 進出」『労働運動』1993年4月号 P.69、P.73。

(会員·九州産業労働科学研究所)





## ベヴァリッジ50周年社会保障国際会議に出席して

#### はじめに

周知のように1970年以降のいわゆる「福祉国 家の危機」をめぐる鋭い議論は戦後社会保障の バイブルともいわれたベヴァリッジ体制そのも のへの批判も含んで現在もなお継続中である。 この中で、ベヴァリッジ・レポートが公刊され てちょうど50年目にあたる1992年は、改めて戦 後福祉国家のあゆみを総括するまたとない機会 であったことは疑いもない。イギリスではこれ を記念していくつかの雑誌の特集やシンポジウ ムなどが組まれたそうであるが、9月の末の4 日間、ヨーク大学で開催された「社会保障・ベ ヴァリッジから50年」というタイトルがつけら れた国際会議もその一つであった。この会議は、 S.ラウントリーゆかりのヨーク大学社会政策研究 所 (SPRU) がホストとなり、ロンドン大学の福 祉国家プロジェクトと共催したものであり、同 時にヨーロッパ社会保障研究所の年次大会も兼 ねていたようである。40ケ国450人の参加者と報 告されたが、ヨーロッパの研究者、政策担当者 が中心であり、国際会議ということから想像さ れるようなアジア・アフリカやアメリカの参加 者はきわめて少なかった。

私が学生時代に学んだ社会保障とは結局ベヴ ァリッジのそれであり、日本がいかにそれに追 いつくかということが課題であったわけである

### 岩田 正美

から、それが今日の状況の中でどう総括される かは大変興味があった。言葉の壁があるのでど のくらい理解できるかはさておき、雰囲気だけ でもという気持ちでこの会議に参加しようと思 いたったわけである。9月の末というのは前期 試験中で時期も都合が良かった。前日からヨー ク市に入り、当日はミンスター寺院の鐘の音で 目をさまし、欲張ってヨークシャ・ムーアのツ アーに午前中参加したあと、ヨーク大学に向か った。いきなり兎を見つけて驚いたほどヨーク 大学は広大な敷地の中にあった。寄宿舎の設備 もよいことでイギリスでは有名だと聞いてはい たが、割り当てられた部屋はホテル並の設備で あった。しかし、もっと驚いたのは受付で渡さ れた資料の厚さである。会議のタイトルを白抜 きにしたブルーのキャンバス地のカバンにぎっ しりAからGまで7分科会に分かれた報告者の すべてのペーパーが入っていたのである。すで に会議の前に全体会の報告者のペーパーと分科 会の要旨は送られていたのであるが、全部の報 告についてこのような周到な用意がなされてい るとはほんとうにびっくりした。翻ってわが日 本の学会では、報告者が演台に立つまで、何を 話すのかわからないことが当たり前になってい る現状である。学会とは本来こうするべきだと つくづく考えさせられた次第である。

さて、肝心の会議の内容は、エーベルスミス

-31 -

#### 国際・国内動向

の「ベヴァリッジレポート・その成立と結果」 という総括的な報告が全体会でなされたあと、 A 歴史的文脈におけるベヴァリッジレポートの 影響、B 社会保障の競争モデル、C 制度のギ ャップ、D 高齢者の年金と社会保障、E 変化 への対応、F 社会保障の法的行政的論点、G 社 会保障の経済学、の7つの分科会でそれぞれ 10~12の報告と討議がなされた。また全体会で はさらに2つの報告と総括の報告討論があった。 鉄道博物館でのすばらしいディナーも含んだ、 朝から晩までぎっしり詰まったスケジュールの 中で、私の参加しえた範囲で印象的であった内 容について以下で述べてみたい。

#### 失業・貧困問題と社会保障

第1は、失業・貧困問題の増大への関心の高 さと、これを克服できなかった戦後社会保障体 制への批判である。この点はすでにイギリスで は伝統的な貧困研究の流れの中で繰り返し指摘 され、80年代には大陸や北欧ですら新しい貧困 の存在が議論され始めた。それはサービス産業 への転換の中で、女性労働者の進出、失業の増 大とリンクしたパートタイマーや臨時雇用、自 営業など工業化社会とは異なった新しい不定型 労働者が増大したことを背景としている。これ らの不定型・不安定労働者が保険原理にたつこ れまでの社会保障では十分カバーされず、新し い貧困を形作っているというのである。今回の 学会でも、たとえば女性労働者、パートタイマ ー、臨時雇用労働者、自営業者などがいかに社 会保障システムに組み込まれうるか、そうでな いかという報告が多数行われた。パートタイマ ーについては、わが国では女性労働の典型であ るが、今回の報告では疾病時、失業時、老齢退 職後の世帯主労働としても増えていることが指 摘された。また自営業者も80年代のイギリスで は増大しているという。そしてこれらの形態の 増大は結局は長期失業と関連している点も強調 された。ベヴァリッジの前提はフルタイムの常 用男子労働者の所得維持であって、これらの不 定型労働者の存在は不十分にしか考慮されてい なかったから、所得が低いのに十分な保障がな いことになるわけである。なお、この点にかか わって、ミーンズテスト付き公的扶助の役割が ベヴァリッジの時代より大きくなっている点も 強調された。公的扶助を単純に残余モデルとし て扱うことの妥当性が問われたことは注目され ると思う。また、これは、社会保障が所得再分 配機能でのみ説明されるのではなく、その前提 となる雇用・労働政策の重要性、それと所得保 障との相互関係を視野にいれて把握されるべき だという議論ともつながっていった。ベヴァリ ッジは社会保障の「前提」として完全雇用の維 持をおいたわけであるが、今日ではそれは福祉 国家そのものの政策であり、所得保障と労働市 場政策の相互関係がきわめて重要なものになる というわけである。たとえば全体会議の報告者 の一人であったオーストラリアの D.ミッチェル は「1980年代の福祉国家と福祉の成果」という タイトルの報告で、これまで福祉国家のタイプ は所得保障の政府支出のレベル、保障手段の性 格、市民権の発達などの視点からなされていた が、雇用政策の成果をも組み込んだ最終的な個々 の家計レベルの貧困・不平等の「成果」からは かならずしも妥当でない場合があるという興味 深い結果を披露した。

#### 女性・家族の変容と社会保障

第2には、ベヴァリッジモデルと今日の女性 や家族の変容とのギャップの指摘である。社会 保障の議論においては、性差は中立的なもので あって特にそれが問題とならないような暗黙の 前提があるが、フェミニストを中心とした批判 があることは周知のところである。特に今回は 働く夫と家庭責任を果たす妻というベヴァリッ ジの前提に批判が集中した。ベヴァリッジの社 会保障対象のカテゴリーは、①雇用を通じて給 付を受ける権利を持つ男性、②男性との結婚関 係から給付の権利が生ずる女性、の二つでしか なかった。しかし女性の労働市場への参入が活 発になり、また家族基盤がかつてほど安定しな くなると、こうした前提にたった社会保障の妥 当性そのものが問われることになる。たとえば 二人稼働世帯の増大、離婚、再婚、同棲、一人 親世帯の増大などは、いずれもベヴァリッジの 仮定した家族像からはずれてきたといえる。こ うした現実とベヴァリッジの前提との矛盾が年 金その他の制度における矛盾として具体的に指 摘された。

#### ケアサービスと社会保障

第3に、女性や家族の問題とも関連しつつ近 年社会福祉の大きな問題となっているのはケア サービスの社会的供給である。今回の学会で私 にとって最も興味深かったのはこのケアサービ スの問題を社会保障の問題として捉えなおし、 そこに「ベヴァリッジ報告」と50年後の今日の ギャップを指摘した報告が「ケアかキャッシュ か」というタイトルでなされたことであった。 ベヴァリッジの所得保障の確立は、救貧法の払 拭を目指して、ヘルスは国営保健事業に、ケア サービスは地方政府の施設福祉事業に委ねると いう区別を生みだした。しかしケアの領域では、 財政上の理由とクオリティライフの両面からコ ミュニティケアの方向が次第に鮮明になった。 また他方で、民営化ともからんで市場原理に立 った老人ホームやケア等も増大している。これ らのケアニーズに対して、現実にはさまざまな

貨幣給付がなされはじめている。たとえば要介 護老人、障害者などの所得保障ばかりでなく、 ケアサービスそのものを対象とした手当がケア を必要としている人々、ケアを提供する人々へ さまざまに支給され始めた。要するに、ベヴァ リッジの想定した所得保障とケアサービスの分 離が必ずもそうではなくなってきたのである。 しかし、このようなケアサービスへの手当はそ の水準の不十分性ばかりでなく、手当支給の対 象や要件の妥当性、誰がこれを支払うのか---国か地方か家族や本人の負担はどうなるか、ど のような権利の下に支払われるのかなどの問題 を露呈させている。さらに、年金、住宅保障、 などとケアサービスとの交錯した関係も問題と なるなどが指摘され、ケアサービス問題が今後 の社会保障の大きな課題であることが強調され た。なお、この「ケアかキャッシュか」の議論 の中心となったのはホストをつとめたヨーク大 学の SPRU で、ラウントリーの遺産ともいうべ き家計調査を含めた社会調査によってこの問題 に取り組んでいることを知ったのも収穫であっ た。

なお、内容そのものではないが、イギリス伝 統の社会保障の実証研究が、若い研究者におい てはコンピューターシュミレーションという新 しい形態の流行となって現れていることも別の 驚きであった。またそれともかかわって今回の 大会では OECD のルクセンブルグ所得研究の国 際比較所得データーが多数の研究者に共通に使 われていた。想像以上にヨーロッパの研究は共 通の土壌を持ち始めているようである。

(会員・東京都立大学助教授)

## 「タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」をふりかえって 一規制緩和の問題点とあるべき規制改革に関する論点—

#### シンポ開催の背景

臨時行政改革審議会=第三次行革審は、昨年 6月に提出した第3次答申において「公的規制 の見直し」の一環として、タクシー事業の規制 緩和を提起し、現在、運輸政策審議会は、それ を具体化する方向で議論し、6月にも答申を提 出するといわれる。同一地域同一運賃制の見直 しと参入自由化が焦点である。

この規制緩和は、第二臨調・旧行革審下の87 年4月の国鉄の分割・民営化、新行革審下の89 年11月の物流二法によるトラック事業の規制緩 和に次ぐ、交通運輸事業における第3番目の臨 調・行革路線の具体化であるともいえるが、特 徴的なことは、規制緩和が消費者の利益になる という観点から提起されていることである。

したがって、規制緩和が消費者の利益になる のかどうか、タクシー労働者の労働条件にどの ような影響を与えるのかを、諸外国の経験やわ が国の歴史を踏まえつつ、規制緩和論を理論的 に批判していくことが重要である。だが、それ だけでは不十分であり、公共交通としてのタク シーの位置付けを含む規制のあり方についても 積極的に提起していく必要がある。

さる3月24日、全国自動車交通労働組合総連 合会(自交総連)が都内のホテルで開催した「タ クシーのあり方を考える国際シンポジウム」(= 桜井 徹

The International Symposium for Ideal Taxi Transportation)は、同組合の数回の欧米調査 を踏まえて、まさにこの2つの問題を国際的規 模で解明しようとしたものである。

シンポジウムの概要は、別表のようであるが、 このシンポの総合司会をおこなった者として、 上述の2つの問題に関わって、解明された、な いしは深められるべき論点をのべたい。

#### 規制緩和の弊害と規制緩和論の問題点

まず規制緩和の弊害と、規制緩和論の問題点 についてである。

規制緩和の弊害については、一度は規制緩和 したものの再規制に移行したシアトル、アトラ ンタ両市代表の報告によって明確になった。す なわち、アトランタ市は1965年に参入自由化を 実施したが、車両の不良整備、労働条件の悪化= 運転手の質の低下(英語が話せない、地理に不 案内)、短距離客への乗車拒否、最短コースを取 らないことによる運賃引き上げなどの苦情が利 用者だけでなく、アトランタ市の経済的地位の 低下を心配する実業界からも出され、その結果、 80年に設置された特別調査委員会の「タクシー の数量規制がサービスの質の向上をもたらす」 という見解(所得の向上=運転手のモラルの向 上)に基づいて翌年、タクシー台数が凍結され、 従来の固定運賃制に加えて一部地域に均一運賃 制が導入されるとともに、運転手の資質の条件、 会社の記録の管理と車両安全基準などの規制が 強化された。

1979年に参入の自由化と運賃規制の撤廃を実施したシアトル市および隣接のキング郡でも、 近距離客への乗車拒否、不当な運賃の設定などの問題が発生し、84年以降の一連の改正で、シ アトル市では最高運賃制が、キング郡では固定 運賃制が採用されるとともに、双方とも参入規 制が実施された。さらに、地域タクシー委員会 から、シアトル市とキング郡で異なる規制の統 ー・簡素化を図ること、タクシー組織認可の設 立による業界の責任強化、車両の設備の安全基 準と定期検査などのサービス向上の施策を提言 している。

こうした規制緩和の失敗の経験や、ロンドン、 ローマでの規制緩和反対運動およびわが国にお ける規制の歴史的経緯などの議論を通じてほぼ 確認されたことは、タクシー・サービスには、 消費者の選択の余地がないこと(近年、情報の 不完全性という概念で説明される)、安全、安心 で快適なサービスの確保が必要であり、その前 提としてタクシー事業の経営の安定、労働条件 の向上が不可欠であること、また、移動の自由 を保証する公共輸送の一部であるなどの性格、 したがって、規制緩和論者が主張するように自 由競争に委ねられるべきものではないというこ とである。この点は、消費者の選択の自由を強 調された消費者団体の太田氏も認められたとこ ろである。たとえ自由競争によって、運賃が低 下することはあっても―現実にはその保証はな いし、あったとしてもわずかであろう―、その ことによって生じるサービスの低下、安全性の 低下は極めて問題なのである。

これに関連して指摘すべきは、運賃や参入規 制のような経済的規制と、車両の安全基準や運 転手の資格要件などの社会的規制を分離し、後 者を維持すれば前者を緩和してもよいとするも うひとつの規制緩和の論拠についてである。

この二つの規制に密接な関連があることは、 平井教授の報告や板垣弁護士の意見発表で詳細 に述べられたが、すでに、アトランタやシアト ルの事例がそのことを示している。

もちろん、ロンドンの場合は、一定の資格を 持つ人は誰でもタクシー事業に参入できる。だ が注意すべきは、資格、車両基準や運転手の資 格基準が極めて高く、後者についていえば、主 要な建築物、病院、劇場、鉄道駅に加えて、チ ェアリング・クロスから半径4マイルの全ての 道路に習熟するなどの「ノリッジ・オブ・ロン ドン」を修得しなければならないのであり、修 得に通常2年かかるという。社会的規制が経済 的規制を代位しているのである。逆にいえば、 社会的規制を強化することなく経済的規制を緩 和すれば、その弊害は大きいのである。しかも、 ロンドンでも運賃が規制されている。

#### あるべき規制の姿に関する若干の論点

次に、第2の問題、あるべき規制の姿を考え る上で、このシンポジウムから学ぶことができ た点を指摘しておきたい。

第1に、同一地域同一運賃制を維持すること が望ましいとしても、よりきめ細かい運賃体系 も考えられるのではないかということである。 わが国のような距離別、ないしは昼間、夜間の 時間別運賃制の外に、外国では地帯別の均一運 賃制が採用されたり、乗客の人数で異なる運賃 など多様である。この点をより掘り下げること は、先の太田氏の見解にも応えることになろう。

第2に、タクシーの今後のあり方について。 一方では、身体障害者や高齢者の移動の自由を 保障する手段として、他方では、地球環境保護

#### 国際・国内動向

のためにも自家用車を抑制する公共輸送機関の 一環としてタクシーを位置付けるべきだという ことが強調された。

ロンドンでは、2000年までにはすべての車両 に車椅子で乗車できるように整備されることに なっており、障害者に6ポンドの運賃に対して 1ポンド支払うというように公共補助が行われ ている。シアトルでは貧困層や障害者・子供の ためにタクシー・クーポン券が給付されている。 さらに安部助教授も、スウェーデンのストック ホルムのタクシー会社の営業収入の6割が、福 祉タクシーによる収入になっていることを報告 された。

自家用車の利用を抑制し、環境保護を促進す るということについていえば、イタリアでは、 この観点から燃料税への公共補助がなされてい るし、ローマ、ナポリ、ミラノの3大都市では 大気汚染防止の観点からも15時から3時間にわ たって民間の自家用車の流入を禁止している。 この措置によってタクシーの生産性は30%上昇 したと言われている。なお、ニューヨークでは 参入規制の根拠の一つが環境汚染の防止である ことにも留意する必要がある(拙稿「タクシー 規制緩和米国調査を終えて」『自交労働者月報』 1992年8月号、参照)。

第3に、規制の主体についてである。ここに は、二つの論点がある。一つは、自治体か中央 政府かである。アメリカでは自治体が規制の権 限をもっている。イタリアでも全国的レベルに 適用されるタクシー基本法が成立したが、規制 の主体は自治体である。これに対して、わが国 の場合、各地方運輸局が設置されているとはい え、実態は中央集権型規制に近いと思われる。

もう一つの論点は、政府による規制か、市場 による規制=自由競争かの二者択一ではなく、 中間的な形態として、消費者、労働者、事業者 および政府が参加する自主的な規制機関があっ てもよいのではないかということである。しか も、「他の産業に比べて行政と経営者、労働組 合、消費者代表が割と率直に建設的な議論がで きる産業」という本田関東運輸部長の指摘から しても、こうした4者による規制機関の設立は 不可能ではない。このことによって、「消費者の 意見を聞き、反映させる仕組」を主張される太 田氏の見解に対応しうるし、また、その中で、 タクシー事業者代表の川村氏も強調されたよう に「規制にあぐらをかく」と批判される一部事 業者を陶冶していくことも可能となる。

以上みたように、シンポジウムは、規制緩和 への批判というだけでなく、代替案を提示する 上でも貴重な論点を引き出すことに成功した。

最後に、参加者数は、学者・弁護士=19名、 官公庁・政党=5名、タクシー事業者=50名、 マスコミ=14名、労働組合=77名など合計約200 名に達し、この点でも成功であったといえよう。

#### (追記)

冒頭で指摘した運輸政策審議会答申「今後の タクシー事業のあり方」が、予期したよりも早 く、本稿脱稿後の5月11日に発表された。同一 地域同一運賃制の見直しが同答申の中心的内容 であることはいうまでもないが、本シンポを始 めとする規制緩和反対の世論を部分的とはいえ 反映したものにもなっていることを付記してお きたい。

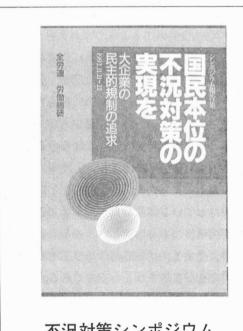
(理事・日本大学教授)

国際・国内動向

(参考) 「93.3.24. タクシーのありかたを考える国際シンポジウム」概要

主催者代表挨拶 佐伯幸一 自交総連委員長 問題提起 今村天次 同書記長 各国報告 1.「アトランタのタクシー事業」:ニーナ・ラダコビッチ ア トランタ市裁判所判事 2. 「ワシントン州シアトルにおけるタクシー規制」: ダグラス・ ボーキ エバーグリーン・州タクシー協会会長 3.「ロンドンのタクシー事業」:パット・ヒックス 運輸一般 労組タクシー事業委員会副議長 4.「日本におけるタクシー業と政府規制」

- 平井都士夫 名城大学教授 5.「試論」:ロベルト・ボベリアーノ イタリア労働総同盟運 輸労連全国書記
- 各界意見発表と討論 司会 安部誠治 大阪市立大学助教授 1. 本田 勝 運輸省関東運輸局自動車第1部長 2. 川村 巌 全国乗用自動車連合会労務委員長 3. 太田吉泰 全国消費者団体連絡会事務局長 4. 板垣光繁 江東総合法律事務所弁護士



# 不況対策シンポジウム 報告書発行

B 5 判 109頁(発言全収録) 頒価 1500円 (〒とも) 申し込み・労働総研又は 全労連(TEL03-5472-5841)



# 働くものの内発的な地域開発と地方自治 ——「四国まつり」の経験に学ぶ——

### 「国土開発」時代の終焉

わが国の国土開発・地域開発は、『国土総合開 発法』(以下「国総法」)が1950年5月26日に公 布(6月1日に施行)されて以来、本格的に始 まった。「国総法」は、「国土の自然条件を考慮 して、経済、社会、文化等に関する施策の総合 的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、 および保全し、ならびに産業立地の適正化を図 り、あわせて社会福祉の向上に資することを目 的とする。」とうたい、国土総合開発計画を全国 総合開発計画・都道府県総合開発計画・地方総 合開発計画および特定地域総合開発計画を包括 するものとして、それらの関連性や位置関係を 規定した。この法律が制定されて、国土開発計 画が都道府県および地方の開発の上位開発計画 となり、国土開発が優先されて、地域の必要か つ緊急の諸課題や地域特性に基づく開発が後回 しされることになった。しかし、国土政策の矛 盾の激化、地域の内発的な政策立案能力の発達、 地方自治意識の涵養などから考えて、すでに国 土開発時代は終焉したといえる。いまはもう、 地域住民が民主的に、参加と学習で内発的な地 域の発展政策を策定し、実現に努力する時代で ある。働く人たちを主力とする住民側から積極 的・攻勢的に地域開発・まちづくりの政策を提 起し、推進していく時代である。

### 文化振興に基づく地域振興・地域開発

橋本 了一

地域には、人に人格がある様に、品格や教養 に例えられる様な、地域固有の価値・文化・文 明や、環境・景観や、生活がなければならない。 すなわち、住みよさ・住みやすさと共に、経済 的・文化的な豊かさ、生活や暮らしにやさしい 環境と景観などが必要である。最近よく使われ るアメニティといってもよい。アメニティ amenity という用語は、「(場所・建物の)快適さ、心地 よさ、(人柄の)好もしさ、感じよさ」などと訳 されているが、元来「そのものに相応しいこと、 その物・者らしさ」という含意があり、他の用 語でいえば、アイデンティティ identity 固有性・ 同一性・固有価値とほぼ等しい。地域の格を示 すものが正に、文化や環境ということになる。 地域が持っている個性を表すような文化を持つ ことが地域格のある地域ということになるだろ う。いま産業と文化の振興に基づく地域開発・ 地域づくりが要請されているのである。

文化は、農耕・耕作に由来する。農業耕作だ けでなく、広く生産的労働を意味すると考える。 つまり人間が対象となる自然のもっている内在 的な固有価値を認識し、自然対象に働きかけて 人間の受け容れやすい形に変え、人間が欲求を 充足し、さらに新しい欲求を生み出すと共に自 然に新しい固有の価値を増殖する。人類発生以 来地球、そして地域に、固有の価値・文化・文 明を創出し蓄積してきた。これこそが文化的価 値と文化的活動の本源的意義である。そして、 それ故に働く者たちこそが真の地域づくりの主 体であることの根拠があり正当性がある。

しかし、自然の内在的価値、地域の固有の価 値、社会的・経済的・文化的・歴史的および生 活的な生産物、すなわち文化価値を十分享受し 得るかどうかは、享受者・受取り側の能力によ るだろう。享受者の享受能力・価値判断能力は 学習によって発達する。人間は無限の可変性・ 発達性を潜在させている。協同と連帯と、それ に基づく学習によって自己および他者=仲間の、 地域の能力を開発し、発達させることが地域・ まちづくりの基礎であり、源泉となるエネルギ ーである。またそれ故に、本質的に階級的な連 帯性をもっている働く住民たちが地域振興・地 域開発の主人公となることの根拠がある。

### 「四国まつり」の経験に学ぶ

「いきいきふるさと四国まつり」が、1987年4 月の、「国鉄分割・民営化」を契機として開催さ れた。公共交通の再生、地方交通線の維持・発 展をスローガンに掲げる「国鉄まつり」と、四 国地方の「地域振興・町や村づくり」を結合さ せたイベントである。四国の町や村は、産業の 空洞化、農林漁業の危機、過疎化・高齢化の深 化、円高不況そして国鉄解体による公共交通の 切捨てなどの危機的状況にあり、危機的状況を 打破するために四国420万人住民の側から積極的 に政策を提起し運動を展開していこうというも のであった。端緒は四国国労などの交通労働者 が自治体労働者・農民と農協職員・日本科学者 会議に依拠する研究者や地域の文化人・住民運 動家たちなどと連帯しながら、地域住民のなか にしっかりと根を張り、地域の振興・開発の主

体的多数派を形成しようというものであった。 祭り・シンポジウムに先立って、全労連・農協 労連・自治労連・国労などの労働者と日本科学 者会議に依拠する研究者たちが共同して地域に 入り、地域の住民・商工業者・農林漁民や行政 当局などと対話と調査を行い、①地域の社会経 済的・政治的状況と課題および要求の把握に努 め、政策づくりの糧とすること、②産業おこし・ 物産づくりのサークルを組織し、祭りの後も存 続と交流とをはかっていくこと、また③祭りの 事務連絡とデザインについては常設の実行委員 会事務局と現地自治体労働者および地域の美術 家・写真家などとが共同で行うこと、そして④ 四国のリアリズム写真家集団の協力を得てシン ポジウムと祭りの記録集を作成し、さらに写真 展を各地で開くこと、を継続的に進めている。 1987年10月に高知県西土佐村で4000人の参加者 を集めて第1回「いきいきふるさと四国まつり in 西土佐」を開いて以来、愛媛県五十崎町・香 川県坂出市・徳島県大麻町で四国四県を一巡し、 すでに高知市や松山市で二巡目に入った。

地域振興・町や村づくりの政策提起や組織づ くりの他に、取り組みの最大の成果は、①働く 人たちが町づくり・村おこしの主力になる運動 を始めたこと、②四国の研究者が「四国地域間 題研究会」を組織し、共同研究を持続的に進め、 研究調査の成果を発表していること、③旧国鉄 労働者の中にともすればあった「親方日の丸的 な高みから住民のなかに入っていく」という姿 勢の脱却と、自ら「住民のひとりであり、住民 と共に闘う」という姿勢への発展、④第1回の 祭りを現地実行した自治体労働者が、「イベント はその地域の人たちを確かに、物質的にも精神 的にも揺り動かす手近な方法であろう。しかし、 疲労感も成功の満足感も、失敗の敗北感も参加 者一同が共有でき、そして失敗しても慰め合う

### 国際・国内動向

だけでなく、前向きの反省と自信と次への取り 組みの決意が、さらに広がりをもって心を動か していくものでなければならない。」と総括して いるような、働くものたちの階級的な組織性・ 創造性・連帯性・実践性・先進性そして文化性 の前進と発達などである。

### 地域開発と地方自治 ―住民参加と学習―

今、わが国における内発的な地域振興・地域 開発の目標を我流に集約すれば、サステイナブ ル・ディベロップメント sustainable development の可能な地域・社会の構築、すなわち持続的な 発展可能な社会を創り出すことである。

全国いたる所で高速交通体系整備や都市再開 発やリゾート・観光レジャー基地建設などの大 型の開発事業が盛んに行われ、それらの基盤浩 りとして巨額の公共投資が進められている。全 国に超大型の開発事業が飛躍的に増大した背景 と理由は、3つほど考えられる。まず第1は、 1990年6月の日米構造協議で合意した、2000年 までの10年間に総額430兆円に及ぶ公共投資を行 うことである。第2には、『第四次全国総合開発 計画』(1988年6月30日閣議決定)の実質的な主 目標である国際金融都市東京の建設と「全国一 日交通圏」形成と「第二国土軸」構想に基づく 東京一極集中化の推進である。第3は、国際化・ サービス化・ソフト化・情報化などのキーワー ドで語られる産業経済構造の転換であり、「前川 レポート」(1986年4月)・「新前川レポート」

(1987年5月)に基づく内需拡大策であり、有 効需要の創出策である。竜頭蛇尾に終った1980 年代前半のテクノポリス建設やバブル経済の崩 壊で破綻した1980年代後半のリゾート開発など の地域開発にかわって、東京湾や大阪湾や瀬戸 内沿岸一帯で、「民間活力の導入」のスローガン の下に、「公私混合経営体」や「第三セクター」 による大規模な地域開発が進められている。本 質的には1960年代の高度経済成長期から続いて きた国家独占資本主導の国土および地域の開発 である。これに対抗する住民主導の民主的な地 域開発は、地方自治・住民参加と学習に基づく 内発的な地域振興・地域開発の推進である。

例えばモータリゼーション中心の無政府的・ 無原則的な高速交通体系の整備策には交通権の 保障、歩行者優先と安全・平等・快適・廉価・ 大量輸送・無公害を旨とする公共交通体系の拡 充・整備計画を対置し、農林漁業切捨て・観光 レジャー基地建設優先の農村地域の開発には緑 と水と青い空を守り自然資源を保全し、自然の 再生産機能を拡大する村づくり政策を対置し、 さらに都市には都市農園を生かし、産業と文化 の振興を基礎にした地域振興・地域開発計画を 対抗的に推進しなければならない。財界大資本 に対しては積極的に社会的責任と開発利益の還 元を求め、行政当局に対しては住民参加と情報 公開と開発に関する規制強化や景観保全などを 要求すべきである。

地域振興・地域開発や「町づくり・村おこし」 は、きれいごとでは不可能である。一筋縄では どうにもならない、むしろ煩わしいことである。 働くものを主力とする住民運動組織には、協同 と連帯を貫きつつ、煩わしいことを煩わしがら ず積極的・攻勢的に取組んでいく「したたかさ」 が要求されるのである。労働者組織が経済的要 求と政治的課題を結合して闘い抜く様に、住民 組織は地域課題に基づく内発的な地域振興・地 域開発を探求すると共に革新的・民主的な地方 自治体構築の課題を追求していくことが必然で あると考える。

(会員・香川県自治体問題研究所理事長)

- 40 -

# プロジェクト研究部会報告

# 「日本的労使関係」プロジェクト

### 本プロジェクトの課題

本プロジェクトは、今日「新しい局面」にあ るといっても過言ではない「日本的労使関係」 をめぐる諸問題を解明することを課題としてい る。

ここで「新しい局面」という表現を用いたの はほかでもない。それは、第1には、2度にわ たる石油ショック、85年「プラザ合意」以降の 異常円高などに「弾力的」に対応し、高蓄積を 拡大的に維持しつづけてきた日本の大企業の基 本的な要因のひとつとしての「日本的労使関係」 は、他面では、無権利低賃金の不安定就業労働 者や中小企零細企業へのしわよせは言うにおよ ばず、健康破壊、過労死、合計特殊出生率の低 下、家庭破壊等々をはじめとして、多様かつ深 刻な諸矛盾を広範囲にわたって必然化している からである。さらには、折からの世界的同時不 況、急速に進行する労働力人口の高齢化、価値 観の多様化等のもとで、「日本的なもの」の「客 観性・合理性」を強調するイデオロギーを露払 いとしつつ、「日本的労使関係」の一段の再編成 がすすめられつつあるからでもある。

第2には、「日本的労使関係」にたいする海外 での批判が高まりつつあるからである。海外で

# 木元 進一郎

の批判は、2つの点にむけられている。

そのひとつは、80年代中頃からのわが国企業 の海外直接投資の急速な増加→日本企業の海 外進出→「日本的」な労資関係戦略や「日本 的生産方式」の国際的な展開→現地企業の「ジ ャパナイゼイション」にともなって、海外で広 範・深刻な影響をひきおこし、労資関係の「日 本的」な戦略にたいする批判が高まりつつある ことである。このことの一端は、91年11月に開 催された全労連主催の「日本的労使関係と労働 組合の権利」国際シンポジウムをはじめとする 内外の国際会議—ブラッセルでの「日本の労 使関係・ECの労使関係」91年9月、フランク フルトでの「第1回日独金属労組定期協議」91 年11月など—での発言やTUCの年次大会での 動議等からも明らかである。

「日本的労使関係」の海外での批判の2つめは、 時間短縮・賃金引上げ等の海外の労働組合の要 求にたいして、使用者側は、日本企業の競争力 を反対理由とすることがしばしばあり、その必 然の結果として、日本企業の国際競争力のきわ だった強さが依拠している長時間・高密度労働 およびその根底にある「日本的労使関係」にた いする海外からの批判が高まりつつあることで ある。

-41 -

このように、「日本的労使関係」はまさに「新 しい局面」をむかえ、「岐路」にあるといえよう。 本プロジェクトは、以上のような状況にある「日 本的労使関係」の実態の全機構的な分析、「日本 的労使関係」にかかわるイデオロギーの検討を 行うとともに、21世紀に向けての「日本的労使 関係」再編方向を解明しつつ、あわせて「人間 らしく働く」ことのできる労資関係の方向を探 ろうとするものである。

### プロジェクトの発足と経過

本プロジェクトが発足したのは、92年9月21 日である。この第1回の研究会で、研究の進め 方・視角等についてのさしあたっての討議が行 われ、その後、原則として月1回(第2月曜日) の頻度で定例的に研究会が開催され、4月20日 現在で7回を数えている。以下、これまでの経 過についてその一端を述べることにしよう。

10月開催の研究会での、全労連主催の前掲国 際シンポジウムをあしがかりとする「日本的労 使関係」の内外の状況についての討議を皮切り に、「<sup>\*</sup>日本的労使関係、における女性労働者」 の報告・討議(11月)、「自動車産業の実態調査を 中心とする <sup>\*</sup>日本的労使関係、研究」について の報告・討議(12月)、「鉄鋼産業の最近の動向と

※日本的労使関係。──NKKを中心に──」の 報告・討議(93年1月)、「※日本的労使関係。に 関する経営者団体の見解の変遷」(2月)の報告・ 討議、「※日本的労使関係。の系譜と課題」(4月)の報告・討議を行ってきた。

次回(5月)には、「<sup>\*</sup>日本的労使関係、と中 小零細企業」(仮題)の報告が予定されている。 さらにひきつづき、「<sup>\*</sup>日本的労使関係、の国際 的展開・矛盾」、「<sup>\*</sup>日本的労使関係、と不安定就 業労働者」(以上いずれも仮題)等を予定してい る。

### 今後の研究にあたって

ひと口に「日本的労使関係」といっても、形 成当初の「日本的労使関係」と「新しい局面」 にあるそれとでは、その実態や問題状況が異な っていることは、言うまでもない。

また、たとえば、「OECD 対日労働報告書」(1972 年)、さらに遡れば1962年日経連第16回総会での 「労働情勢報告」以降通説となっている、年功 制・終身雇用・企業別組合の「三種の神器説」 もあれば、「家族主義」・「温情主義」で規定する 見解や、「人間尊重」を力説する見解等もあるな ど、諸説多様であり、また「日本的労使関係」 の形成を明治期に求める見解もあれば、第2次 大戦後の「高度成長期」に求める見解もある。 これらのいずれの見解も、共通していると思わ れることは、民間大企業の企業内労資関係に関 心の重点がおかれていることである。その結果、 「日本的労使関係」、「日本的雇用慣行」、「日本 的労務管理」についての概念規定がきわめてあ いまいなものとなっている。

仮に通説にしたがって、「高度成長期」に形成 されるに至った年功制・終身雇用・企業別組合 にさしあたってのあしがかりを求めて考察する としても、「三種の神器説」では民間大企業男性 本採用労働者に限定され、そこでの女性本採用 労働者、パートタイマー・下請社外工などの不 安定就業労働者や中小零細企業およびそこで働 く労働者の存在、さらには民間企業の労資関係 と官公労の労資関係との分断等というすぐれて 日本的な労資関係の実態の解明が不可能である。 そればかりではなく、シングル・ユニオン・パ ッケージ条項、職務の弾力化、チーム・ワーキ ング等の強要という、海外での日本企業による 「日本的」な労資関係戦略の分析が可能ではな い。「家族主義論」や「人間尊重論」では、「日 本的労使関係」の分析にあたっては不適切であ ることは、あえて詳述するまでもないところで ある。

したがって、本プロジェクトが今後の研究を すすめてゆくにあたって、①「日本的労使関係」、 「日本的雇用慣行」、「日本的労務管理」、「日本 的経営」等の概念の明確化、②「日本的労使関 係」の形成・再編という「変化しつつある」過 程の実態についての考察とのかかわりで、③民 間・官公労の労資関係の分断、不安定就業労働 者や中小零細企業の存在等をも視野においたう えでの全機構的な分析が不可欠である。それと ともに、「日本的」労資関係戦略の海外移転—→ 国際的な展開、21世紀に向けての政府・財界に よる「日本的労使関係」の構築にあたって力説 されている「客観性・合理性」、「人間尊重」等の 「日本的労使関係美化論」に想いをいたすとき、 ④「日本的労使関係」の政府・財界の戦略およ び内外でのその実態についての分析とのかかわ りで、⑤「日本的労使関係美化論」についての イデオロギー批判も重要であるといえよう。

本プロジェクトは、「人間らしく働ける労資関 係」の構築という展望と、"Ohne Hast, aber ohne Rast"(急がず休まず――ゲーテ)という研究態 度とで、「日本的労使関係」をめぐる諸問題を解 明したいと願っている。多くの研究者・活動家 のご教示・ご指導を心からお願いしてやまない。 最後に、この中間報告は、研究会でのこれまで の報告・討議をもとに、筆者がさしあたって整 理したものであり、その一切の責は筆者にある ことを附記しておきたい。

(理事・明治大学教授)

— )	バックナンバーの紹介(各1000円、	送料240円)	_
	第6号(1992年春季号)		
	労働時間短縮の日本的障害	藤本 武	
	特集 規制緩和問題と経済民主主義		
	第7号(1992年夏季号)		
	アメリカの医療問題	日野秀逸	
	特集 東京一極集中と労働者・住民生	活	
	第8号(1992年秋季号)		
	PKOと国際動向~大国支配強化への「軍事	的貢献」	
		津田達夫	
	特集 欧米労働運動の現段階		
	第9号(1993年冬季号)		
	バブルと現代資本主義経済の特質		
	特集 労働法制「再編」と労働者保護	۲ E	
	第10号(1993年春季号)		
	国境なきヨーロッパ資本主義のパラト		
		佐々木建	
	鼎談 今日の世界と日本経済の動向を	ことう見るか	
	各号、他に〈国際・国内動向〉〈書評〉〈		
	バックナンバーの申し込み、および定		
	込みは、巻末ハガキにて、どうぞ。折	返し、請求書、	
	振替用紙を同封して送付します。		

— 43 —

討論のひろば

「環境問題への対応」と不況の関連は -「クォータリー」No.10の鼎談を読んで-

岡本 一

「労働総研クォータリー」No.10の鼎談「今日の 世界と日本経済の動向をどう見るか」は量的に も質的にもたいへん読みごたえがあった。

しかし残念ながら現在私が抱いている問題意 識には十分応えるものとはなっていなかった。 それは地球的規模での環境問題及びそこから発 生する南北問題が、現在の不況とどうかかわり、 今後どのような影響を及ぼすかという点である。

今日、環境問題から「生産」そのものへの抜 本的見直しが求められ、その上、限られたパイ を南と北でどう配分するかをめぐって、北の先 進諸国の自制が要求されるという問題が、どの 程度の規模とテンポで進むのかという点である。

現在、日本の独占資本は否応なしにこの問題 に対応せざるをえなくなっており、自動車のモ デルチェンジの期間を長くするとか、部品点数 を減らすなどは、この面への対応でもある。現 在の不況はこの南北問題も含んだ環境問題への 対応も1つの要素としてあり、今後次第に大き な影響を及ぼしてくるものと考えられる。

現状では生産量の増大は化石燃料の使用量、 CO<sub>2</sub>の発生量と比例し、地球温暖化を防ぐために は CO<sub>2</sub>の発生量をおさえる、すなわち生産量を 制限せざるをえないということで、まさにこの 面からも大量生産・大量流通・大量消費・大量 廃棄の社会システムが見直しを求められている。 中長期的に見れば CO<sub>2</sub>の発生量と化石燃料の使 用量をおさえながらも、太陽エネルギー等の利 用、バイオテクノロジーの発展などにより、生産 量・力を増大できるようにはなるにしても一挙 には難しいだろう。

従って現在の不況が克服されたとしても、自 動車のモデルチェンジの期間がもとのようにま た短くなり、部品点数が増えたりすることは基本的にはないだろう。また世界でただ1国だけ、 毎年膨大な貿易黒字をあげつづけながら、自動 車や電機製品の海外生産を減らして国内生産を 増やすということも基本的にはありえない。不 況が終わっても中小零細企業や労働者に従来の ような、バブル以前の延長線上に戻れるかどう か、どのような仕事が残り、どのような仕事はな くなってしまうのかの解明が求められている。

この鼎談のことではないが、一方で「過剰投 資、過剰生産」「膨大な貿易黒字」といいながら 「海外で生産を増やして国内で生産を減らして いる」「産業の空洞」などと問題解決を先送りに するよりも、今後国内生産はどうなるのか、ま たどうすべきなのかを解明し、このさき借金を してでも持ちこたえていればいいのか、転換せ ざるをえないのかを明確にした上でのたたかい が求められていると思う。

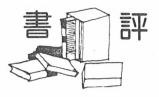
国内の生産量が大幅に減っても、その犠牲が労働者や下請中小企業に押しつけられないような ワークシェアリング・独占大企業の民主的規制 と、CO<sub>2</sub>の発生量と化石燃料の使用量をおさえなが ら、真の豊かさのために必要な生産をどうしていく のか追求していくことが重要ではないだろうか。

この点では、雑誌『経済』3月号の吉田敬一 氏の「中小企業と地域工業集積が直面する新た な存立問題」は現場に密着し、挑戦を試みたも のとして大いに参考になった。また労働総研・ 全労連のシンポジウム報告集「国民本位の不況 対策の実現を」の永山利和氏の補足発言「いま やわれわれの労働運動は環境保全や資源を有効 に使うという使用価値の観点も入れ、本格的に 地球全体の生産のシステムや消費のシステムを 改善する具体的な攻め方をする必要がでてきて いる時代・段階だと思います。そういうものを 考える経済学も開発しなければならないわけで す。」には大賛成である。

(神奈川労連<団体会員>・政策調査部長)

— 44 —

### https://rodosoken.com/



### 1. 問題意識とその構成

日本の建設業は、高度経済成長期を経て大き く発展し、わが国経済の再生産構造での地位を 高めた。その業界上層は、近代的産業化の途を 歩んでいるかに見える。しかし、その内容は、 重層的・系列的下請構造を内包し、その労働問 題は、多岐・複雑化して社会問題化も否めない。 特に、いわゆる「3K職場」の外国人労働者の 不法就労問題も顕在化してきている。

この現実をふまえ、本書はわが国建設業の重 層構造とその労働問題の実態と対策を明らかに し、また、わが国建設労働の歴史的底層部分の 本質的究明と、さらに、これから予想される(す でに始まっているのが現実かも知れない)建設 労働市場の国際化に際し、その対策の確立と実 施のための実態究明を行なっている。

主要な構成は次の3編より成る。

第1編 建設下請機構と労働経済の分析

第2編 北辺建設業の原生的労資関係制度

一一債務拘禁飯場制度「監獄部屋」史論

第3編 海外建設労働と日本の外国人労働者

付 建設労働関係基本文献資料[I][II] 具体的に著者は、従来の日本労働問題研究で おき忘れられた『時代の陰の主役』=建設労働を 正面にすえ「今日の建設労働の基本的問題は、 高度技術化と在来方式と2分化した関係であり、 これを基本にして若年労働力不足、技術者の現 場離れ、外国人『不法就労』等諸問題が台頭し 筆宝 康之著

# 『日本建設労働論』

(歴史・現実と外国人労働者)

### 徳田 欣次

ている」との認識にたって、「ポスト・フォーデ ィズムの時代の流れの下で新たな建設労働の方 向の展望を求め」(6頁)考察を行なっている。 以下順を追って細部内容をみよう。

### 2. 建設業の構造と労働経済(第1編)

わが国建設業では雇用の不安定性、低賃金・ 長時間の低位苛酷な労働が一般化している。こ れはこの業界の従属的下請系列の維持・存在に よってである。

著者もこの視点から従属的下請構造について 多岐的な究明を行なって的確である。

まず、その構造について、「大手商社的な全国 業者の山系と地元中小業者の群落からなり、国 際的水準の技術・機械設備をもつ大手ゼネコン 6社を頂点とし、5種以上もの職別専門工事型 下請と設備工事型下請の組立てによって、専属 系列の内と外に重構造に編成されている」「この 産業組織は、重層長大構造のゆえに下層ほど柔 構造である」と指摘している。さらに、この下 で、建設労働問題は、①不安定雇用体質、②重 層的下請機構の弊害、③違法労働者供給事業の 介在、④あいまいな就労経路、⑤世話役制労務 機構の分化と残存、⑥賃金形態は職種別日給制 と部分請負報酬の請取制、不明朗な賃金管理、 ⑦長時間作業・突貫工事体質と土曜休日制の未 形成、⑧労働災害・重大災害の多発、⑨社会保 障等の加入率の低位、⑩技能工・後継者不足等。

以上について各種調査結果から問題点を集約

し、さらにその問題の根を探りあてるとして、 同じく既存各種調査等によって、生産の特殊性 と技術革新について考察している。その結果、 建設技術革新は重層下請制を大きく変えず、世 話役制機構を変質分化させながら技能工不足を 構造的につくり出してきた。つまり重層下請機 構が解消に向かわず、職種の専門化と多能工化 に分化し、「部分1式専門工事」の複合化をはら みながら下請組織が重層化を深めているとして いる。建設労働問題の根源である重層下請制は 技術革新その他諸対策に抱らず、解消どころか 増大化に向い、上部企業に対して(1)高度・大型・ 専門工事のシステム的遂行、(2)変動受注への労 力需給調整、(3)商社的元請の資本蓄積をうなが す、低コスト労働の外注組織の役割をもつこと を明らかにしている。さらに不安定受注が重層 下請制を伸縮させて、その末端と外部に不安定 労務を生産根源と言及している。

この基礎把握の上に、動態的考察として、1. 建設生産の機構特性と現場管理方式、2.膨張し た下請組織の合理化=減量再編成、3.元請「拡 建設」—TQC—下請「責任施工」、4.技術革新と 労働過程の適応、5.雇用調整・雇用改善政策、 6.賃金・時間短縮、7.労働災害の現状と構造対 策論、以上の細部各論的考察の帰結として「日 本の建設労働組合はいま何を要求し、建設労働 政策はどこにその重点課題を求めるべきかにつ いて、最後に集約する形で確認しておきたい」 (109頁)と組合要求の提示で結んでいる。著者 の分析の総括と問題指摘を期待したが、明確な 提示は見受けられない。

重層下請制的業種構造の止揚の展望は、安易 に結論できないということとも思われる。これ について今後この論稿を基礎に実態調査の上で 解明されることを期待したい。

# 北辺建設業の原生的労資関係制度 (第2編)

ここは、いわゆる「監獄部屋」の史的考察で ある。「『人材不在の労働力商品化』がひろく周 辺資本主義を支配してきたアジアの労働と民衆 の歴史を、人権史と経済史のかかわりにおいて、 総体として問い直す視点」(VI頁)の追究である。 多岐的な分析の結論として「この『北辺の監獄 部屋』は、『大陸重点主義』に向かった日露戦後 経営の拓殖政策の財政難の所産である。①政策 的に『自賄い安上り』植民地経営を要請された 道庁・樺太庁・鉄道省と大工場の低額土木工費 予算の効率的運用、②東北農村と本土都市下層 にあって独占段階に飽和点に達する構造的過剰 人口圧力=流民労働者階級の形成を2大需給要 因として『低予算請負額と僻地連行割高労務費 の矛盾』を長時間低賃金の債務弁済拘禁労働で カバーし、軍隊生活構造を擬制した『植民地債 務拘禁の強制労働制度』と結論している。敗戦 後占領軍政策による「崩壊」にふれ、労働基準 法、職安法、失業保険制度…等社会政策の進展 が「崩壊」の外圧としている。農地改革による 農村よりの労働力供給条件の変貌、戦後民主化 労働運動の発展の役割については評価、指摘は ない。しかし、「監獄部屋制度」に対する極めて 重要な業績と評価したい。これを今世紀アジア 労働問題史のなかに位置づけようとするのが著 者の意図であるが、わが国現時の建設労働問題 とどうつながるかの問題開示も必要ではなかろ うか。それが順序のようにも覚える。

## 海外建設労働と日本の外国人労働者 (第3編)

第3編は、国際労働者対流の現状分析の成果 の展開である。アジアと欧州の現実から日本の

— 46 —

建設労働を把えなおす目的意識の下に、諸国の 建設労働との接触・見聞・調査を基礎に建設労 働市場の国際化に向けての外国人労働者対策の 展望を求めている。主題は外国人労働者との共 生と熟練形成的受入の模索とみられる。国際労 働者対流の実態の主な紹介、外国人労働者との 共生(日本における取り組みの実態)、外国人労 働者の「不法就労」の西欧の経験、外国人建設 労働者の熟練形成的受入(不法就労問題の考察 を含む)等、具体的な実証的考察が行なわれて いる。外国人労働者の受入問題についての論議 に貴重な文献としての役割をもつ。

著者は具体的事例の追究過程で、日本がアジ ア青年の国際研修地、管理手法と建設技能の訓 練センターとなり、技能実習者を受け入れ途上 国の自立に貢献し、国境を越えた共生の建設労 働現場の創造を結語としている。第3編も第2 編と同じに独立の論稿の性格が強い。

# 建設労働研究の発展に向けて (本著この後への期待)

建設産業をめぐる各分野の研究成果を収集摂 取し、実態調査も加え、独自的に整理して集成 したこの「日本建設労働論」は、日本労働史の 『陰の主役』を正面にすえた貴重な研究成果で ある。

これによって、日本の労働問題研究の領域と 質的幅を拡げ、今後の研究発展に役割をもった 点を評価したい。更なる研究発展を望む立場か ら思いつく問題を提示して参考に供したい。(紙 幅の都合で主な2つに限る。)

建設労働を明らかにするには、まず建設労働 力の雇用の側、建設労働力商品の買い手たる建 設業資本の性格と、その蓄積構造、業種構造の 究明を欠くことは出来ない。

第1編における考察、特に産業組織と重層下

請制に関する追究は「重層下請機構が職種の専 門化と多能化の2方向に分化し……下請組織が 重層化を深めている」ことを明らかにし、他の 考察と併せ、建設業の構造を次のように設定し ている。「大手商社的な全国業者の山系と地元中 小業者の群落」、「国際的水準の技術機械設備を もつ大手ゼネコンを頂点」に多数の「職別専門 工事型下請と設備工事型下請の組立によって、 専属系列の内外に重構造に編成されている。」(20 頁)とする設定は貴重であるが、果たしてそれ で充分だろうか。建設生産需要は、大都市・拠 点地域、特定の大型地域開発等に発生する高度 生産技術を必要とする大型工事と、地域に分散 し、地域工事市場を形成する比較的小規模の小 型建設需要とに大別、2分される実態がある。

ゼネコンを項点とする系列的重層構造は、前 者に対応して形成展開し、後者には、地方地場 大手の中小総合工事業の系列と、多数の小需細 総合・職別・設備工事企業が形成、工事需要に 対応する。(この住みわけは、地域工事需要も高 度技術を必要とし、その1件当り規模の大きい ものもできて、前者の進出が高まりつつある。) 需要に規制された地域性を内包した業種構造の 配意も欠き得ない。

地域・地方の中堅的総合工事業を全部ゼネコ ンの下位につくサブコン一般に解消してよいの か疑問がある。地域の総合工事業の資本の性格 と蓄積構造の解明も重要で、このつっこんだ吟 味により建設業構造の究明が更に前進しよう。

建設業構造の分析には、建設労働市場の構造 と労働力構成に関する究明も必要である。建設 業の蓄積の要である建設労働力の需給構造の解 明が本著では散慢のように思われる。建設資本 の蓄積過程の歴史は、徹底的に相対的過剰人口 の利用・駆使であった。著者の重点的追究課題 「監獄部屋労働」も経済の一発展段階における その一つの典型である。(この第2編の究明はす ぐれた業績である。)つづく第3編「海外建設労 働と日本の外国人労働者」も、著者の精力的な 視察調査と分析の貴重な成果である。建設労働 市場の国際化問題台頭の現実のなかで、一つの 問題提起である。(第2・3編の究明について評 者は意見を異にするところがあるが紙幅の都合 で今回は触れない。)この第2・3編は第1編と の脈絡に欠ける。(3部作の併列がこの構成とい えばそれまでであるが。)それは、現時における 建設労働市場と、その条件のもとでの具体的な 建設業の蓄積実態(生産過程を含む)の究明の 欠落によるものと思われる。

現時の建設労働市場の一つの底辺に位置する 出稼労働者(2類型=①農村季節出稼者、②出 稼専業者)を挺子にした蓄積構造の具体的建設 業における実態把握なしに、建設業労働市場の 国際化問題は論じられない。出稼労働者の高齢 化、若年労働者の3K職場拒否等にふれられて いるが、これは労働力供給条件の後退ではなく て、需要条件の後退の結果であり、魅力ある職 場づくりこそ先決であるとの見方もできないだ ろうか。劣悪な労働条件に耐える労働力の新た な市場開拓が進行している現実からこそ、対策 の方向が明らかとなろう。安易な労働市場の国 際化は、建設労働の近代化を逆行させることに つながろう。この点が第1編の構造分析で究明 されるべき課題と思う。

本著は広汎な領域にわたる建設労働に取り組 み成果をあげた。並々でない長き努力と到達点 に敬意を表したい。これから更に研究を深めて いくための基礎的問題の提起と受けとめて、的 外れながら私見を述べさせて頂いた。

建設労働が「陰の主役」から脱し近代化する ことを希求する著者の熱烈な思いが、この大著 に結びついたと思う。

建設労働の近代化を樹立する主体は、いわず と建設労働者である。これより先にすすめて、 その労働者の現状、その組織運動の実相への著 者の直接的な究明が行なわれることを期待して 筆をおく。 (御茶の水書房・1992年10月刊) (会員・釧路公立大学教授)

- 前号(No.10)の訂正 -

〈英文目次〉

国際・国内動向の「非定型就労層のもとめる保護とは何か――ILOアジア 太平洋総局訪日視察団との交流から――」の英訳を、以下のように訂正し ます。

Social Protection for Atypical Workers (or Earners)

-On the Meeting with the ILO Fellowship (or Study Tour) for Policy

Makers on Social Protection of Homeworkers in Japan-

(ILO Regional Office for Asia and the Pacific)



田坂敏雄著

『ユーカリ・ビジネス

— タイ森林破壊と日本 —』

タイでも、日本と同様に「高度経済成長」が おこった。しかしその時期は、タイでは、1980 年代後半から91年にいたるごく最近のことであ る。いうまでもなく、これは、資本主義的生産 関係の急激な形成過程であり、それは一方では、 膨張する資本のもとでの生産手段の集積であり、 他方では生産手段(農林地)からの農民の追い 出しである。そしてこのエンクロージャー(資 本による土地囲い込み)が、最も典型的に現わ れているのが、タイ東北地方(イサーン)のユ ーカリ植林事業においてである。

著者はその背景をなすプロセスを述べる。1950 年頃から輸出農産物 (キヤッサバ芋・メーズな ど) 増産のための森林開墾、ゲリラ掃討のため の山岳地帯への入植が大規模に実施された。そ の結果、1988年までの40年近い期間に、農地面 積が約3倍に増えたかわりに、森林面積は約2 億ライ (国土の¾・1ライ=0.16ha) から9千 万ライへと半分以下に減り、この過度の森林破 壊が種々の災害をひきおこすことになった。そ のため、森林再生・緑化の必要が生じてくると、 政府森林局や軍部の植樹計画にのっかりながら、 パルプ会社など諸資本が借林に乗り出し、林地 の所有権獲得に狂奔するようになった。そして その過程で、利権をあさる諸資本と政治家・軍 部・官僚とのゆ着がひどくなり、スキャンダル が多発していることなどタイの政治経済構造の 分析にまで立ち入っている。

著者が強調しているもう一つの重要な点は、 副題にも述べられているように、この資本蓄積 過程の促進に、日本の民間資本やバブル経済期 の資金の流入が大きくかかわっているというこ とである。とくに最近の情報社会化・OA化に よりわが国でも紙需要が増え、パルプ材確保が 焦眉の問題となっていることが、タイにおける ユーカリ植樹と深い関係がある。

ところで本書は4つの章から成っている。す なわち、I 植林という名のエンクロージャー、 II ユーカリ・ビジネスの政治経済学、III リ ゾート開発とスプロール現象、IV 立ち上がる 人々、である。

著者のいうように、確かに「ユーカリをキー ワードにしてイサーンの大地を這いずり回ると、 農民の表情からさらにその上の国家や多国籍企 業、あるいは日タイ関係まで仰視することがで きる」(あとがき)ようだ。

(新日本出版社・1992年12月刊)(森井淳吉・阪南大学教授)

#### 基礎経済科学研究所編

『日本型企業社会の構造』

過労死の頻発、長時間労働、サービス残業の 増加、会社本位主義、男女賃金格差の拡大、い わゆるバブル経済崩壊後の中高年ホワイトカラ ーの「余剰」攻撃=追い出しなど日本の企業社 会の不公正さが内外から批判の的となる一方、 ソニー会長の盛田昭夫氏も財界の立場からでは あるが、日本的経営の見直しを主張するなど、 日本型企業社会をめぐる議論が活発になってい る。本書はまさにこうした日本型企業社会の構 造にメスを入れるとともに、その変革を目指し て書かれた共同著作である。以下では、本書で 論じられるいる日本型企業社会の構造に関して、 評者の関心を引いた論稿を中心に紹介してみよう。

日本型企業社会の構造を考える際、二つのこ とが問題になると思う。一つは日本型企業社会 と言われるものを作り出した資本の側の論理、 即ち企業支配の形成の論理の解明とそれを受容 した、あるいはそうせざるを得なかった日本の 労働者の論理と心性の解明である。この点に関 して、著者の一人である渡辺治氏は、日本型企 業社会の形成の論理を「日本的経営論」におけ る「競争制限」的な傾向に求めるのではなく、

「自発的でしかも非常に強い労働者間の競争を 組織する構造」に求めている。日本的経営を「競 争制限的」と概括するのには異論もあろうが、 日本の労働者が個人査定によって管理され、昇 進が決定する以上、自らの生活向上の道は労働 組合ではなく企業に依然せざるを得ないことに なり、さらに企業の業績向上が自らの生活向上 につながるとするならば、企業の業績向上に役 立つ政策をする政党=自民党を支持するように なる。さらに企業支配を堀崩すような異端者の 排除、下請けいじめ、男女差別などが企業社会 内部に構造的にビルトインされる。こうして日 本型企業支配が形成されるとする、渡辺氏の分 析は説得力がある。

ではこうした企業社会からの自立と、そこで の主体形成の条件はどこに求められるのだろう か。この点に関して、二宮厚美氏は労働力商品 を販売する側の独立性を保障するための人権と 社会制度・ルール・民主主義的人権とそれを担 う社会制度の形成に求めるとともに、主体形成 として仕事と家事の二つの責任を負うだけに企 業支配に完全には絡めとられていない共働き女 性の「進歩性」「優位性」を指摘しているのが注 目される。しかしそうした社会制度の形成をい かに実現していくのかという点では抽象的であ り、より具体的な解明が望まれる。

(労働旬報社・1992年10月刊)(藤田実・会員・大月短大講師)

#### 社会保障研究所編

### 『女性と社会保障』

本書は、「まえがき」に明記されているように、 社会保障研究所が2年計画で実施してきた研究 プロジェクト「女性の経済的自立と社会保障」 の研究成果である。15人の錚々たる研究者によ ってそれぞれの関心領域から「女性の自立」を めぐる諸条件が、狭義の社会保障に限定される ことなく、労働や住宅の問題をも含むものとし て多側面的に考察されている。概して社会保障 研究所によってこれまでに編み出された本の特 徴とメリットは、問題解析の複眼性・重層性に あるが、本書もこの特徴を遺憾なく発揮したも のといえる。この意味において本書は、すぐれ て「女性と社会保障」に関する論点発掘の本で あり、情報発信の本であるといえる。現代日本 の女性をめぐる問題について関心をもつ人々に とっては、多くの論点やアプローチの方法が発 見される本であるに違いない。

本書は、第 I 部. 現代日本社会と女性の自立、 第 II 部. 女性の労働と社会保障、第 III 部. 女性 の生活と社会保障という3つの内容から構成さ れている。第 I 部では、大沢真理、飯野靖四、 浅倉むつ子の3氏によって、女性の自立という 視点から現代日本の社会保障制度の特徴や男女 の不平等問題が取り扱われている。第 II 部では、 女性の労働をめぐって久場嬉子、古郡鞆子、古 橋エツ子、北井暁子の各氏が、家庭における労 働の評価や育児・介護休暇、パート保護などの 今日的問題を展開されている。第 III 部では、橋 本宏子、藤井良治、三上芙美子、城戸喜子、下 夷美幸、田畑光美、大本圭野の各氏が、医療、 年金、老後生活、社会手当、居住保障、在宅介 護などの分野で、それぞれ今日的課題にアプロ ーチされている。

紙幅の関係から個々の論文の内容に言及でき ないので、本書全体の読後感を2点、述べるこ とにしたい。

1点目は、第1章「現代日本の社会保障と女 性の自立」(大沢論文)において鋭く究明されて いる1980年以降のわが国社会保障の再構築の本 質=「企業中心社会の確立」という視点が、各 論に当たる諸章において必ずしも生かされてい ないのは何故かという点である。いわゆる臨調 「行革」路線に即して改編された現在の社会保 障制度の評価なくして、「女性の自立」という視 点から社会保障の各分野を論じることはできな いだろう。この点が不明確なままに、制度や現 状に言及する論文が多いように思われた。

2点目は、「女性の個人としての経済的自立」 が全て究極の課題であろうかという疑問である。 一番ヶ瀬氏が指摘されているように、女性のラ イフコースは男性のそれ以上に多様で複雑であ ろう。そうであるならばなおのこと、現代日本 の女性像をいくつかの類型において把握する作 業は必要である。大沢論文では「会社第一に生 きる民間大企業中堅社員の妻」がイメージされ ており、この点で読者の理解を得易いが、他の 論文では女性像が初めからないか、もしくは不 明確である。これは全くの私見だが、男も女も 「自立の途」はいくつかのパターンがあって良 いと考えている。「個人的に自立すること」が唯 一絶対とはいえないだろう。子供夫婦が共働き で、全ての家事を引受けさせられている、ある 農村の高齢の女性2人にかつてインタビューし たことがある。この2人の女性の真の希望は、 共働きしなくても子供たちの生活が安定するこ

とであった。決して自分が年金等によって「個 人的に自立する」ことを望んではいなかった。

私にとっては、現代日本の明確な女性像を、 とくに労働者階級の女性像を把握することが必 要不可欠に思える。それは日本のフェミニズム にとっても試金石であるに違いない。

> (東京大学出版会・1993年1月刊) (唐鎌直義・会員・長野大学助教授)

### 小沢辰男他編

### 『暮らしにひかりを いま転換のとき』

本書は、千葉県職員労働組合による第5版の 県政白書である。1975年に出された第1版から の、県政と県民生活分析の蓄積が十分に感じら れる力作である。その分析の視点は、大企業中 心の大規模開発政策によって犠牲にされ、後回 しにされている農業、中小企業、生活基盤、教 育、福祉を充実させる方策を探るというもので ある。

「第 I 部 県政の特徴」では、千葉県民の生活 が様々な困難に直面していること、県政はその 解決に向けての努力を十分に行っていないこと、 しかし住民のねばり強い運動によって、たとえ ば千葉川鉄公害訴訟(あおぞら裁判)の勝利の ような展望も開けてきていることを、簡潔に述 べている。

「第II部 各分野からの報告と提言」では、福 祉・高齢者・医療、教育と文化・労働、住宅・ 平和・地震、大規模開発・地域地場産業・農業・ 環境問題・水問題と、まさしく各分野からの報 告と提言がなされている。

これらの報告と提言から浮び上がってくる、 県と県政の構図は次のようなものである。

幕張新都心を中心とする千葉新産業三角構想 は、もっぱら県外の大手企業に安い価格で土地 を分譲し、公共施設も手厚く整備する。しかし 地元企業に開発のメリットはなく、幕張新都心 以外の公共施設の整備は遅れている。

大規模流通資本(ジャスコノア)を誘致した 野田市は、県外からの客もくるようになったが、 地元の商店街は人通りも疎らになり、大規模店 周辺では交通渋滞も生じている。

また全国3位のリゾートマンションの建設、 面積比全国1位のゴルフ場。これらは千葉の自 然破壊につながっている。

県政はこうした自然も含めた大規模開発に精 を出す反面、教育や福祉、高齢者や医療、農業

や地元企業の助成には積極的ではない。住宅、 下水道の整備あるいはごみ問題の解決には十分 な努力を示していない。

本書は、千葉県の県政と県民生活の問題点を 次々に明らかにしていく。しかし現状をただ嘆 いているだけではない。たとえば、「西の愛知・ 東の千葉」といわれるほどの管理教育で知られ ているが、しかしその管理教育を告発・批判し ていくだけの力量も持っていると。

具体的で読み易く、勇気づけられる本である。 (千葉県自治体問題研究所、1993年1月刊) (加藤一郎・高崎経済大学教授)

欠号No.12(199	3年秋季号)	の主な内容(予知	定)	
〔卷頭論文〕				
・現代日本の労働	者階級の状態		江口	英一
〔特集〕ホワイ	トカラーと今日	の雇用調整		
・資本蓄積とホワ	イトカラーの地	包位	成潮	i 龍夫
・成年ホワイトカ	ラーと雇用調整	X.	伍賀	一道
・学生と就職問題	i.		馬場	i 宏
・ホワイトカラー	-と女性労働者		志賀	寬子
〔国際・国内重	向〕			
· 全労連国際使節	5 团報告			
·社会政策学会第	第86回大会につい	て		
〔書評〕				
	)力雇用・失業約 れぞれ仮題)	乾計の国際的展開』	豊田	尚
他に、フ	。ロジェクト・研	研究部会報告、討論の	りひろば、新刊紹介	
	\$	*	Å	
	発行予定	日 1993年9月15	日	

第11号は、国際的視野からの日本の政治・経済の分析を中心とし ておさえ、そのうえに東アジアにおける諸動向を日本とアジアの労 働者連帯の角度から特集した。それは当然のこととして我々が当面している緊急な諸 課題にかかわって提起されている。

<国際・国内動向>については2つの国際的な会議の報告と、「四国まつり」の経験 総括に立って地域開発と地方自治にかかわって問題提起をしていただいた。社会保障 国際会議では「社会保障……がその前提となる雇用・労働政策の重要性、それと所得 保障との相互関係を視野にいれて把握されるべき」等多面にわたる問題が提起されて いる。「タクシーのありかたを考える国際シンポ」でも「規制緩和への批判というだけ でなく、代替案を提示する上でも貴重な論点を引き出す」ことに成功したことが報告 されている。

その他、プロジェクト研究部会報告等多くの研究者・会員の協力をいただいた。今後とも御協力を願うものである。 (T・U)

労働総研	H クォータリー 第11号 1993年6月15日発行
編集・発行	労働運動総合研究所
	〒114 東京都北区滝野川 3 - 3 - 1 ユニオンコーポ403
	TEL03(3940)0523FAX03(5567)2968
印    刷	有限会社 なんぶ企画
	頒 価 1 部 1,000円(郵送料240円)
	定期購読(年4冊分) 4,000円 (郵送料含む)
	振 替 東京 4 - 191839

## https://rodosoken.com/

## The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.11 Summer Issue							
Contents							
* Today's Political Situation Viewed Internationally	Hiroshi Masujima						
Special Article : East Asian Economy and Workers of Japan * Asia and Japan Today From Empower's Visit to Ching to Confuentation							
<ul> <li>From Emperor's Visit to China to Confrontation over Spratly Islands ——</li> <li>Recent Situation in Vietnam and Cambodia</li> <li>Overseas Advance of Japanese Enterprises and Japanese Workers</li> <li>* Solidarity with Workers of Asia</li> </ul>	Ryuji Sasaki Motoo Furuta Hiromichi Ohbayashi Yoshihiko Hara						
<ul> <li>Information at Home and Abroad</li> <li>* My Impression of Social Security International Conference; 50 years after Beveridge</li> <li>* Discussions at "The International Symposium for Ideal Taxi Transpon — Problems of Deregulation, Issues for Ideal Regulation Reform —</li> <li>* Working people's Aspiration for Genuine Regional Development and Local Autonomy</li> </ul>							
— Lessons from Experience at "Shikoku Festival" —	Ryoichi Hashimoto						
<b>Report of Project and Study Groups</b> * On Japanese Style Industrial Relations	Shinichiro Kimoto						
Forum <ul> <li>Relevance of "Measures for Environmental Problems" to Recession</li> <li>Afterthought over Tripartite Talks carride in Quarterly No.10 — Hajime Okamoto</li> </ul> Book Review							
* "Theory of Construction Labour in Japan" by Yasuyuki Hippo	Kinji Tokuda						
<ul> <li>Introduction of New Publications</li> <li>* "Eucalyptus Business" by Toshio Tasaka</li> <li>* "Structure at Japanese Style Business Society" compiled by Research Institute for Basic Economic Science</li> </ul>	Junkichi Morii						
* "Women and Social Security" compiled by Social Security Research Institute	Minoru Fujita Naoyoshi Karakama						
<ul> <li>"For Brightness in Our Life-A Period of Transition Now" by Tatsuo Ozawa and Others</li> </ul>	Ichiro Katoh						

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo #114 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968